
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 報告第8号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 報告第8号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計補正予算の専決処分につきましては、9月16日の台風第18号に伴う大雨による農業施設、農業用水施設及び町道の災害復旧に係る経費について、その性質上早急に対応する必要があることから、また、霧多布児童遊園地の遊具整備について、年内の発注にあたり急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、歳入及び歳出の予算補正を9月18日付けで専決処分させていただいたところであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、3款民生費のその他児童福祉に要する経費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、当初備品購入費で予算措置しておりました霧多布児童遊園地の遊具整備について、交付金申請において工事請負費での予算措置が適当との指導があったことから予算を組み替え、併せて当初予定していた遊具

の整備が不可能となったことに伴い、新しい遊具を選定したことによる不足分60万円を追加、12款災害復旧費、農業用水施設災害復旧に要する経費で、土砂の流出による農業用水道施設の復旧費430万円、農業施設災害復旧に要する経費で茶内第三地区及び西円朱別地区の明渠排水施設の復旧費200万円、道路橋梁施設災害復旧に要する経費で町道の復旧費1,800万円を補正するものであります。

一方、歳入につきましては、道路橋梁災害復旧に要する経費に災害復旧債1,400万円を充てたほか、不足する財源は普通交付税及び繰越金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、2,490万円を追加し、64億4,159万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第56号職員の再任用に関する条例の制定について

◎日程第4 議案第57号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

◎日程第5 議案第58号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

◎日程第6 議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第7 議案第60号浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第56号ないし日程第7 議案第60号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号職員の再任用に関する条例の制定、議案第57号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第58号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第60号浜中町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月に閣議決定されました。その内容は、平成25年度以降、国家公務員の公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ職員的能力を十分に活用していくため、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員について再任用するものとしております。

当町においても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、職員の再任用に関する条例を制定するものです。制定内容につきましては、第1条では地方公務員法で定める定年退職者等の趣旨を。第2条では再任用できる職員の範囲を。第3条及び第4条では再任用職員の任期の更新及び任期の末日を。第5条では規則の委任について、それぞれ規定しております。この条例の制定に伴い、関連条例の一部改正が必要となります。

一部改正の主な内容につきましては、一点目として職員の定年等に関する条例の一部改正についてですが、職員の再任用に関する条例の制定に伴い、第五条等の定年退職者等の再任用等の規定を削除するものです。

二点目として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、第

2条第3項及び第3条では、再任用職員の一週間当たりの勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振りを規定しております。第12条では、年次有給休暇を現在の1月から12月の暦年を4月から3月の年度単位に変更を規定しております。

三点目として、職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、昨年の国の人事院で55歳超の昇給停止が勧告されておりました、この度労働組合と協議が調いましたので、第4条第5項で55歳超の昇給停止について規定しております。第4条第9項及び第4条の2では、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の給料月額等について規定しております。第16条第3項及び第16条の4第2項第2号では、再任用職員の期末手当及び勤勉手当等の支給割合について規定しております。

四点目として、浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、第3条の2で再任用職員及び再任用短時間勤務職員を浜中町企業職員についても適用させることを規定しております。

以上、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号について、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第56号の質疑を行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 議案第56号職員の再任用に関する条例を読みますと、この中の第2条（1）25年以上勤続して退職したもので、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるものとするという事と、第4条任期の末日も満65歳に達する日以後における、最初の3月31日以前でなければならないというような文章を読ませていただきますと、5年間雇用させていただけるのかというふうにとられるのですが、先程の趣旨説明の中で定年後、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図るものとするという説明がございました。いろいろ聞いてみますと、例えば26年3月に退職する方は1年間とか、何年間だとかというふうに言われているようですが、この辺のことが我々には見えてきておりません。ちょっとお聞きしましたら、この条例の他に規則があって、その規則によってそういう内容が定められていると聞き及んだのですが、その規則というものが我々に示されておりませんので、もしその辺のことが解るような規則があって説明していただけるのであれば、是非お願いしたいと思います。如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまの中山議員の御質問ですけれども、規則を示して欲しいということでしょうか。解りました。規則を用意しますので少々お待ちください。

○議長（波岡玄智君） 資料を配付するということですか。

暫時休止します。

（休止 午前10時11分）

（再開 午前10時12分）

○議長（波岡玄智君） 第56号の質疑を続けます。

総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまお手元に規則を配付させていただきました。先程の6番議員さんの御質問でございますけれども、再任用に関する条例の第2条いわゆる、その第1号で25年以上勤務して退職した職員であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるものというものにつきましては、いわゆる町職員として最低限25年勤務しないと駄目ですよということを謳っております。任期の末日というと第4条になりますけれども、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならないと、要は65歳を超えて再任用できないということであります。

再任用できないという裏を返せば、いわゆる定年退職それに準ずる退職をされた方、勸奨退職を受けた方ですとか早期退職された方、この25年の勤務要件を満たしていれば、その後65歳までの間に再任用を希望すれば採用できるということです。必ずしも61歳から65歳までの5年間継続して採用するというものではございません。あくまでも採用は1年単位です。基本的に1年単位で、その後、勤務成績が良好であれば、1年に限り、1年毎の再任用ですから、1年を超えない範囲で更新することが出来るという規定になっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） その規定が、この今でいう再任用に関する規則に書いてあるということですね。その書いてあることも、何処にどういうふうにしたのか。その辺も説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 規則の2ページになります。任期の更新の第8条に謳って

おりますので、お探しいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 見てくださいではなくて、せっかく資料として出している訳ですから、そのことについて、もう少し詳しく説明してください。

○総務課長（箱石憲博君） 規則の第8条任期の更新等でございますけれども、再任用職員の任期を更新しようとする時は、再任用委員会において選考を行うものとまず規定しております。2項で選考は再任用任期更新希望職員の中から、当該再任用更新希望職員の勤務の実態、健康状態、勤労意欲、常勤職員の配置状況、業務管理上の必要性、その他の事情を総合的に勘案して行うものとするとしております。3項においては、総務課長は再任用選考委員会の選考に基づき、再任用後期更新希望職員の任期の更新の可否及び所属が決定した時は所属長を経由して、当該再任用希望職員に対して、再任用内定通知をするものとしております。4項においては所属長は前項の規定により、再任用任期更新希望職員の任期の更新が決定した場合には、当該再任用任期更新希望職員から再任用の任期更新に係る同意書を徴し、総務課長に提出するものとして謳っているところでもあります。

何れに致しましても、あくまでも本人の希望を優先とされる規則になっております。希望したから全てがそのまま更新されるとか、当初の再任用の段階もそうですけれども、希望した職員が全て再任用されるということにはならないという規則になっているところでもあります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 先程6番議員が聞いた条例の第2条の第1項にかかわる部分の規則については、第5条の第1項と第2項というふうに解釈しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけれども、規則でいうと第5条、再任用職員の勤務条件等々の欄に該当致します。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 最低限2年間の条件で再任するということになりますけれども、年金の空白期間をなくすというのが目的だと思うのですが、そういうふうに理解し

てよろしいのか。その1点だけ。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 質問にお答えをしたいと思います。議員おっしゃるとおり年金の支給年齢が61歳に引き下げられたといいますが、そのことによって定年退職後、年金支給までの空白期間が生じますので、その空白期間をなくする為の雇用接続という意味でございますので、議員の理解されているとおりでと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 資料で配られた職員の再任用に対する規則の中で、これは、この人は再任用に値するのかどうか、それを判断するところがあるのですけれども、これは中々現職の時代に何かがあったかということを考えれば、自分は現職の時に何もやっていないという記憶はあるのだけれども、管理者の側から見たらとんでもないことをやってくれたみたいなの、そんなことで揉める場合もあると思うのですよね。そういう事がないのかどうなのかという事と、再任用される場合に皆さん定年ですから、現職の時代に係長であったり課長であったり、一般の係であったりという場合がありますが、再任用になった場合の職名、その職名はどういう位置づけになるのか。その辺お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初にいわゆる再任用の条件になろうかと思うのですけれども、基本的に定年退職された方につきましては、本人の希望により再任用を希望した場合は雇用をしなければならないと今回義務付けられました。この規則にも記載してございますけれども、新規採用職員の選考7条のところ謳っているのですけれども、その2でいわゆる公務員として退職日以前2年間における勤務実績、知識経験、機能等の保持状況、健康状態、勤労意欲、職員に対する適正等、常勤職員との配置状況等、そういった総合的な観点から、再任用を決定されることになろうというふうに思います。

議員おっしゃったように本人は定年退職まで、一生懸命勤めてきたと但し、過去に本人が忘れていたような事がございましたら、人事記録に基づいてそういった条件の人がもし再任用を希望した場合については、検討される場面も出てくるかと思っておりますけれども、現状の段階では希望した職員については、余程の事のない限りは除外されることがないのかというふうに判断をしております。

また、再任用の職名になりますけれども、これは基本的にたまたま私、今総務課長を拝

命しておりますけども、私が定年退職して再任用希望した場合に、また総務課長というふうには当然なりません。その辺の職名や再任用の雇用勤務先等々については、4月までもう少し詰めなければならない点が残っています。何れにしても、辞令行為での再任になりますので、町長の最終的な判断になろうかと考えているところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 再任用の審査で、あなたは再任用の該当をしませんと、申請したけれども断られるというようなことがあった場合、断られた人は不服を申し立てるそういう期間というはあるのかどうなのか。

それからもう1点ですが、3月に新採用の時期があって、新しい職員も入ってくる訳であります。それから再任用も多い時には重なって3人4人、多い時には5人くらい重なることにもなるかと思っていたりするのですが、そういう新採用する若い方々の採用と、それから定年退職した再任用の方々の仕事を、どうやって庁舎内で作っていくかということが、私は本当に難しいことだと思うのですが、希望としては一旦退職したんだから楽な所とかそういうことではなく、やっぱり退職しても頼られる仕事にありたいというのが労働者であればそうだと思うのです。その辺のところも考慮しながら、この再任用制度の意義をきちんと意味付けるような、そういう対応策というのが今考えられているかどうか。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 再任用を希望したが、万が一にも再任用に至らなかったとそういった方々の不服申し立てをする期間があるのかという、最初のご質問だったかと思えますけれども、今この条例並びに町の規則においては、そのこの部分の規定については設けてごまません。

2点目は新採用と再任用職員との仕事の在り方といいますか、当然選考基準にも記載されておりますけども、何れにしても相応の行政経験を積まれて、あるいは勸奨退職、定年退職をされた方でございますので、当然、議員ご質問のとおりそういった経験を活かした、あるいは職員の育成といいますか、そういったある程度指導出来るような仕事、職場になろうかと。そのように考えているところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2番目の答弁はそれで理解致しました。1番目ですけれども、

不服申し立てというのは絶対にないんだということで進められていても、これは必ず起きることなんです。そうした時に採用されなかった人の意見を聞く期間と、それを説明するという納得してもらうような、そういう委員会というのが設けられて然るべきだと私は思います。もし今の示された条例で、そこが十分でなければ、私は後日でも付け足して示すべきかと思います。如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけども、議員ご指摘のとおり、この条例規則等々では不服申し立てを受ける項目等々は謳ってございませんけれども、一般論として地方公務員の場合、公平委員会への不服申し立てが可能となっております。今回この再任用の関係も該当するかどうか、そこまでは勉強しておりませんでしたので、勉強させて頂いて必要とあれば理事者とも相談し対応を協議したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点だけ、10番議員さんの質問と被るといいますか、この再任用された職員の要するに業務はどういう業務に就かれるんだということで、今10番議員さんから質問もございまして、当然、その方の長年培ってきた経験、実績、能力等を考慮して、後輩の指導に当たれるような部署で働いてもらうという答弁であったと思います。私は全く逆の考えがございまして、長年培ってきた職員としての技能、能力、知識等をフルに活用していただくには、むしろ今マンパワーが求められている部署、例えば防災ですね。防災の地区毎の細かな避難計画を作らなければいけないというような状況の中で、職員の数も少ない中で防災室は大変苦勞されております。そういう部署、それと昨日の決算特別委員会の報告にもありましたけれども、税外金の収納対策ですね、これも人手が足りないと僕は考えます。そんな意味で、この退職された方の能力をフルに発揮していただいて、そういう今必要とされている部署で、その能力を発揮していただく方がベストではないかと思っておりますので、そこら辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。議員おっしゃっておられたように、それ相応の年数行政経験を積まれて、新規採用職員と机を並べるというのは、また如何なものかというふうに思っております。

今言われたように、そういう経験を生かして例えば、今出ましたけれども防災の手伝いをするとか、税外収入のお手伝いをするとか、そういう色々なことが考えられると思います。そういった行政経験を活かして、更に今町の職員の配置関係含めて万全かといえ、その辺の検討もさせていただきながら、そういった職務についていただくようなことにもなろうかと思ひますし、その辺も含めまして採用時に向けて更なる詰めといひますか、検討を重ねて参りたいとそのように思ひておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ご理解をいただきたいと思ひますと言ひても、理解できないから聞いているのであつて、ただいまそれらの経験を積まれて定年退職された方が再任用になつた場合に、新採用もしくは経験のない方と机を並べるのは如何なものかという発言があつたと思ひます。その趣旨が良く解りませんし、民間で考えまして、そんな発想には決してならないんですよ。何故そういう発想になるのかが理解出来ませんし、今必要とされているところに、そこで能力を発揮してもらふという考えには至らないのですか。如何でしょう。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 今ここで再任用職員の職種はこれですと決まっている訳ではございませんので当然、議員ご質問のように、そういう配置になる可能性もありますという意味で申し上げたのであります。

ですから、最終的にどのくらいの再任希望者があるのか解りませんが、その希望される人数と新採用との条件等を鑑みながら、今までの経験を活かして、今おっしゃつていふように防災なり税務なり、あるいは他の部署を含めて、そこで再度頑張つていただくというような配置にもなろうかと思ひますので、今ここで防災ですとか何処にといふことは申し上げられない状況でありますので、その辺はご理解してくださいという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点だけお願いをいたします。5条の4項でありますけれども格付けの部分、職務の給与は2級に格付けをすると但しと、但し書きがついております。困難性に依つて格付けをすることができるという、ちょっと曖昧な終わり方になっておりますけれども、これは如何い仕事に困難性のあることに該当するのか。

そしてこれを格付けすることができるのは、これは再任用委員会でその都度行うということに捉えて良いのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 規則5条の4項で、この度の再任用職員の職務の級は2級に格付けすると、これは後の給与の一部条例改正で表が出て参りますけれども、1級から6級までの給与区分が示されております。町の臨時職員、嘱託職員あるいはそれぞれ再任用されている職場関係、あるいは管内の状況等々加味致しまして、2級が妥当だろうということでの格付けをさせていただいております。ここでいう責任の度合い、職務の困難性において格付けすることができるという文言でございますけれども、先程1番議員さんからもあるいは他の議員さんからもご質問あったように、今再任用される職員の職場が定まっていませんので、その状況によりましては、たまたま防災が例に出ていますので、ちょっと例として挙げさせていただきますけれども、防災のそういった計画等に携わる、ある意味この部門は責任を持ってやってくれよというようなこともあろうかと思えますし、また、いろんな職種の中で通常困難性の高いものも出てくる可能性もございます。そういった職についての場合については、これは2級から3級に格付け出来るという意味であります。

また場合によっては、本当に軽度な仕事といたしますか、そういった部分については、1級もあり得るという意味の格付けをすることができるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今のお答えでございましたけれども2級から3級にいくと、1級もあり得るんだということで答弁漏れがあったかと思えますけれども、これは再任用委員会の方で決めると、困難性もあるのでしょうかけれども、7条に謳っております健康状態だとか勤労意欲だとか、こういうことも鑑みて決めていくのか。そう捉えてよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 議員理解されているとおりでございます。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今までの議論について、大体理解したいと思うのですがけれども、例えてご質問させていただきますけれども、この今お配りをいただきました規則の第5条

原則として再任用期間は1年だということですね。ですけれども勤務実績が良好であると認められた場合は、1年を超えない範囲で更新することが出来るということの規則の理解ですけれども、例えば平成25年度末、来年の3月31日で退職した人は、26年度に限り再任用期間がいただけると再任用してもらえると。ただし、勤務実態が良好で本人が希望すれば、更にもう1年勤務出来るというふうに理解して良いのかどうか。その辺の確認と、次の項ですか更新することが出来る回数は2回までとすると、この2回までとするというのは更新ということは1年再任用してもらって、次の年もう1年まで更新することができると理解して良いのか。その辺のこのことをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。あくまでも再任用の雇用期間は1年毎であります。1年を終えて更に希望された職員については、さらに1年を超えない範囲で更新が出来ると。更新の回数は2回まで、定年退職後いわゆる勤務成績が良好で、町長が再任用を認めれば3年勤務することが出来るというふうにも理解できると思います。あくまでも更新の期間については1年1年の更新ですし、今申し上げたように今後、退職する年度に応じて空白期間が年金との接続の継続期間が2年3年と3年毎に伸びてきますので、そういった人達と言ったら語弊がありますがけれども、そういった年金の接続期間が長くなる人達の雇用を確保するという意味から、1年毎の更新で2回まで更新が可能ですという事で記載、謳っているというところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） ということは今後、年金をもらうまでの接続期間が徐々に長くなっていく、その人達を救う為の規則というふうに逆に言えば理解できるのですね。

ですから、年金接続までの期間が短い人は、限りなく1年しか雇用してもらえない、再任用してもらえないというふうに逆に捉えていいのですか。本人が希望すれば2年も3年も勤められるとこの規則では読み取れるのですけれども、そうではないと。その辺の確認だけさせてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 更新の関係でございますけれども、本人が希望して、再任用委員会で更新が決定すれば引き続きといいますか、2回3回と要は3年続けて雇用していただけるという、年金までの継続期間が1年だから1年で終わりですよということ

ではございません。1年毎の雇用期間ですけれども、本人が希望して今言った採用委員会
が認めて、更に町長も勤務成績も良いし、もう少しいろんな意味での知恵をお借りした
いということでもあれば、また再任用しましょうということになるかと思えます。

その間に、これは再任用にかかわらず職員含めてですけれども、何か事故があれば当
然、更新にはならないでしょうし、また最近の健康状態が思わしくないと思われれば、
更新をしないということもあり得るかと思えます。ですから、あくまでも期限が切れて
本人が希望しても、その1年の勤務状況を勘案した中での雇用更新になるのかと、その
ように思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） 11番議員の関連の質問になるかと思えますけれども、今、総
務課長が答弁されまして最高3年と言いましたけれども、そういうことになると、
この条例は要するに無年金の期間を雇用するということでございますけれども、例えば6
1歳で定年になった場合には64歳から共済年金をもらえない方は1年間無年金です
ね。2回しか更新できないということでございますから、65歳から該当する方は2年
間無年金、定年が60歳となる現在の場合、そういう更新が2回ということござい
ますので、その点、見解はどうか説明願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまの御質問でございますけれども、60歳で定年退職
した方、ここで要は、年金の基礎年金は全部65歳からですね。社会保険あるいは私ど
もの共済年金、これらについては、いわゆる基礎年金の上に被さっている報酬比例分、
これが来年度から支給年齢開始が61歳から、それが3年毎に1年ずつずれていくん
です。ですから成田議員からの御質問のとおり無年金の期間、それぞれ最長で3年間出
来る可能性はあるんです。

ですから、年金が支給されるまで再任用で雇用してくださいということで、無年金の
時代は生じないと思えます。再雇用されない時は生じますよ。再雇用される限り無年金
は生じないというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは60歳で定年されまして、共済年金が65歳でしかも
らえない、結局平成37年に退職される方は、要するに、例えば退職されてから5年間

は無年金ですけれども、この再任用では1年間毎で更新が2回できるということは、3年間勤められるということですから、60歳で定年されて65歳からしか共済年金をもらえないのですから3年間は再雇用される、この空白期間が生じるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 大変失礼しました。議員おっしゃるとおり、そういう期間が若干生じます。

実は、昨年この地方公務員の定年延長という法案が出されたのですけれども、選挙等々の関係でお流れになっております。急遽、この年金と退職後の年金の雇用を継続するという事で再任用、法律自体は2000年ですから平成12年ですか、平成12年に地方公務員法の一部改正がなされまして、この再任用制度というのが盛り込まれました。たまたま本町は退職者条例の中に一部謳っておりますけれども、その後、正式にこの年金の支給年齢が61歳からとなったものですから、それに併せて再任用制度を設けて、いわゆる年金との接続期間を穴埋めするという形で、今回それが義務づけられて本町においても再任用条例を提案させて頂いているところです。

成田議員おっしゃるように60歳で定年し、平成37年から38年頃には全てが65歳と再雇用されても2回まで。いわゆる3年までとすれば2年間残るといふご質問だと思います。確かに図式ではそうなります。これはまだ決定はしておりませんが、色々な情報収集した中で、当然そういう問題が発生しますから、国の方もそういう完全な空白期間がなくなるように、いわゆる国家公務員の定年延長、これが今早急に整備されるというふうに情報として受け賜っております。それが何時からかは、まだ具体的な何年度からとか必ずしも定年延長をやるよという条項には至っていませんけれども、そういった再雇用されて無年金の空白をなくするという事で、早急に定年延長の関係が議論されるべく準備に入るといふふうに情報として伺っておりますので、その辺については、若干様子を見る必要があるのかと理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 先程の56号で聞けなかったので、同じ定年制の条例の関係ですから聞かせてもらいますけれども、先程5番議員から話がありましたけれども、例えば26年の3月で退職する職員、これについては年金の支給年齢が26年の誕生日からということで、この場合の再任用期間は1年というふうに理解しているのですけれども、それがその後、更に後2年更新出来るということになると、この2年部分については、比例部分の年金が支給される訳ですから、空白期間を埋めるということにはならないのではないかと。あくまでもこの部分については1年と私は理解しているのですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけれども、26年3月で退職された方が再任用された場合については、その年度に61歳になりますので議員おっしゃるように、その後については比例分が当然、年金が支給されます。基本的には1年ですから、更新については無いということでは無いです。更新することが出来るのですから。本来の再任用は2000年に地方公務員法の一部改正でもう決まっていますから、地公法でも決まって再任用の関係については、平成12年に地公法の条例改正がされていますので、その中では雇用することができるだったんです。

ですから、他の町村ではもう実施しているところもありますし、釧路市辺りは60人～70人使っていますので、それは雇用することができます。今回年金の支給年齢が61歳に引き下げられたことによって、60歳で定年退職すると支給期間まで26年退職の人は確かに早い人であれば4月の誕生日であれば手続きの関係があるので、4月からは出ないかも分からないですけれども早急にですませね。まず来年の3月の誕生日の人であればちょうど丸1年年金が出ない。その辺は誕生月によって条件が違ってきますけれども、そういう年金が出るまでの空白期間を最低限埋めなさいという今回の閣議決定です。今までは浜中町も退職者条例の中に再任用できるという部分、一項目謳って今回再任用条例が可決していただければ、そちらの方から除くのですけれども、ですから議員がおっしゃっている主旨が違うというふうには理解していません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 解ったような、解らないような話ですけれども、私ども単純に

考えれば、この法整備が、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ることが大原則ですから、そういう意味からすれば例えば、来年の春退職される方について雇用期間は1年だと、その26年の誕生日から年金が支給されるわけですから、例えば27年の3月に退職される方についても、27年の年金支給月であれば丸1年ということですね。それから28年の3月に退職する方については、29年の誕生日から年金が支給されるから、この方については2年雇用出来ると。それでこの2年というのはダブらない空白の部分埋めるということだから、これは解るのですよ。

そうじゃなくて例えば、先ほど言ったように空白期間を埋めるという考え方からすれば、年金が支給されるのにダブって雇用されるということはどうなんでしょうか、ということなのです。それが規則の方で定めているのが第5条の1項と2項に書かれている部分だと思っていたものですから、よくこの辺が理解出来なかったのですよね。もう一度その辺、教えていただきたいのと、それから先ほど3番議員が聞いていました規則の第5条の第4項ですね。1号2号にもありますけれども、これは上級2級の上に格付けすると3級4級に格付けするということですが、1級に格付けする場合もあるということは、それは間違いないですか。その辺の確認をさせてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初の御質問でございますけども、先程申し上げたように職員の再雇用というのは、今回出来た訳ではないんですよ。2000年の平成12年に既に地方公務員も改正されまして、うちの退職者条例の中にも謳っているんですよ。その中でも勤務成績が優秀であれば1年を超えない範囲で再雇用更新できると、本来の条例からあるのです。それはたまたま浜中町として条例はありましたけれども、実際に運用はしておりませんでした。今回間違いなく年金の支給開始年齢が61歳に、更に3年後には62歳というふうに引き下げが決定しましたので、60歳で定年退職した人と年金支給までの空白期間ができるので、今回の再任用の閣議決定は埋めるために最低限1年使いなさいと、本人からの申出があったら雇用しなさいと。

そして後は、元々の条例生きていますから、町長がどういう判断をされるか解りませんが、本人も希望する、理事者側ももう1年頼むよとすれば、今ある退職者条例でも雇用は可能です。

ですから、元々の再任用と今回の年金の接続の関係で1本になりましたので、紛らわしい部分がありますけれども、そういうことですのでご理解をいただきたいと。

それと2点目のご質問ですけれども。議員おっしゃるとおり、そういうこともあり得るということです。原則2級ということでご理解ください。

○議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 先程質問したことで、もうひとつ続けて質問すれば良かったと思うことを質問します。この再任用制度で、再任用の可能性が大きくなっていった時に従来、何人が退職するので新採用を入れると、その新採用を入れる時に再任用の数が新採用を受ける時に影響がないのかどうか。今までどおり出来るものなのかどうか。

それから、臨時職員も使っていただいて、賃金貰って生活もしているわけですが、そういう臨時職員や嘱託職員等、そういう方々の通常の採用枠、こういうものが影響されないかどうか説明してほしいのと時期ですね、新採用が決定する時期は通常何月何日。それから臨時職員が採用、不採用決定するのは通常何月何日、そして再任用の方々が申請します、申請しません、採用します、採用しません。この時期はいつなのかを示しながら、どう影響があるのか説明してもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初のご質問でございますけれども、再任用をすることによって、新規採用者もしくは臨時職員等々に影響がないかというご質問だったと思います。規則でも謳っておりますけれども、今回、国が示す再任用は基本的にフルタイム一般職員と全く同じ条件であります。ですが今、議員ご質問にあったように新採用の関係、臨時職員等々の関係を考慮して今回、浜中が再任用をする職員については、規則で謳っておりますけれども、いわゆる一般職の4分の3の勤務時間で臨時職員扱いになります。フルタイムにすると、再任用職員もいわゆる職員定数にカウントされますので、そういったことで、万が一にも新規採用が逆に抑制されたり臨時職員にしわ寄せがいくようなことがないように、そういった部分も配慮した形で、今回条例を制定させていただこうと思っております。

新規採用の部分については、例年9月頃に統一試験が実施されます。一次合格者の発表も浜中では大体11月中頃に二次試験を実施し、大体一週間程度で可否の通知をさせていただいております。例年嘱託職員並びに臨時職員等々については、新たに必要な場合は1月頃新聞、チラシ等々で募集を出しておりますけれども、現在雇用されている職員については、継続を希望するかどうかの内部調査をさせて頂いて、2月ないしは3月

に雇用の決定をさせていただいております。再任用の関係でございますけれども、いわゆる国はフルタイムを想定しておりますので、そうすると今申し上げたように新採用、臨時も若干の影響が出てくる、浜中町の場合は時間雇用4分の3の臨時職員対応となりますので、一応、今年は時間ございませんけれども、来年以降については、6、7月頃に再任用を希望するかしないかの調査をすることになると思います。そして出来るだけ早目に確定をいたしまして、新規採用者の希望採用人数といいますか、それに影響のない形で再任用の可否を決定させていただきたい。新規採用者については最終的に11月、臨時、嘱託等々については2月か3月で、再任用については大体9月くらいが目途になるのかと予定をしております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、最後の方の再任用の職員の採用の経過をもう1回お願いしたいということと、もうひとつ先ほどの答弁の中で、職員の定年の期間が将来伸びていく事によって、今回の再任用の規則が流動的に平成35年から37年くらいまでみたいには私は響いてきたのですけれども、そういうことを考えたり、この場で答弁したりするのが良いのかどうなのかというのは、私はちょっと疑問が残りましたのでお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 1点目のご質問でございますけれども、再任用職員につきましては、6月か7月頃までに一応該当者の意向調査をしなければならないと考えております。この結果、再任希望者がございましたら、委員会を開催し9月ぐらいいまでは決定をしなければならないのかと考えているところであります。

それと2点目の関係でございますけれども、たまたま国家公務員につきましては、いわゆる年金の支給年齢が3年毎に1年ずつ繰り下げられて、いわゆる平成37年か38年頃に、全ての年金は65歳に達しないともらえないという状況になっております。今回の再任用は、従来のあった再任用を年金の空白時間を更に埋めるという意味合いで、閣議決定でそれぞれの自治体は再任用に努めなければならないというふうに謳われたところであり、今回その閣議決定に基づいて再任用条例を出させていただいたところがあります。

今後、国の動向等々先ほど若干述べさせていただきましたけれども、あくまでも私どもに入っている情報については、いずれ民間並みに国家公務員等々についても、定年退

職の延長を図らなければならないと言う考え方ではいるみたいであります。具体的に今年からやるとか何年を目途に定年を延長するという具体的な数字とございますか、日時は示されておりませんが、必ずしもこういう状況で、無年金の空白による接続が正しいとは思っていないように情報としてはいただいておりますので、早急に定年延長に向けた議論がなされるものと理解をしているところであります。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 答弁漏れがあるように思います。時期は聞きました。最初に次年度の再任用されるかどうかというのは、採用に関しては一番早いんですね。来年はこれこれがあると。

それから、次は新採用の試験があり二次試験の後、決定する訳ですよ。最後が臨時職員。人事を決める場合に、来年度は再任用があるからということもあって、それが頭にあるから、これなしに私が言ったのは新規枠。来年は退職するのがこれだけだから新採用はこのくらいの枠だと、それから仕事の量によって臨時採用については去年と同じとか、いや来年は増やすとかそういうものもある。それと再任用の方々の人事と競合するとか、そういうことが新採用や臨時職員の採用に影響がないようにということで、私は先ほど質問したのですけれども、その辺のところは当局としてはどういう考えなのかという事を聞きたいと思っております。

あと将来のことを述べていますけれども、私は再任用なぜ今こうやって議論しなきゃならないのかというのは、元々入職した時に共済制度というのがあって、共済企業掛け金をたくさん掛けて、退職時に60歳になったら年金が出ますよという契約を結んでやってきたのに、何年も前から勝手に私は言いたいのですけれども、年金の支給の日をどんどん伸ばしていく、そしてまたどんどんその年金の支給を伸ばしていくのと、働く定年後に持っていくという最初の契約と全く違うということでは、とても腹立たしいことだと思うのです。

これに対しては、どう答弁ということはないのですけれども、そうした時に先ほどの答弁で、そういうことも予定していますというのを簡単に私は予想してもらっては困る、やったことが急だから最初に決められたということで、駄目なものは駄目だとそれが叶わなければ、もう少し丁寧に職員に説明してこうなりますよ、みたいなことがあっても良いのではないかとそんなふうに思うんですよ。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○**総務課長（箱石憲博君）** 最初のご質問でございますけども、当然、新規採用者それと臨時職員等々に影響のないように対応して参りたいということでございます。

2点目の部分については、これは、この場で議論するのが相応しいのか、計り兼ねますけれども、国で決まった部分でございまして、今後の情報としてそういった情報がたまたま私どもに入っていますということで、お知らせしたまででございます。

確かに今後のことでございますから、どういう方向性に向かっていくかは、ここで断言はできませんけれども、私ども地方自治体に働く者としては、今後の国の動き等々を注視していきたいと、その様に思っているだけであります。以上でございます。

○**議長（波岡玄智君）** ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号の質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番田甫議員。

○**1番（田甫哲朗君）** 数点お聞きしたいと思います。まず先ほど来から説明を受けていて、この再任用短時間勤務職員週4日勤務等のことですね。この規則の第5条の4項2級を格付すると、この2級で計算した場合に、この再任用職員の年間の給与額というのはどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

それと議案書21ページに給与別表がございます。これは何を基準にこの表が出てきたのかということと、他の町村でも、この給与表は同じものを採用しているのかということ。

それと先程、格上げはあり得るという話がありましたけれども、原則2級ということですが、この1級になり得ることもあるという認識、例えばどういう場合というのは、これは1号2号は多分格上げになる場合の例かと思うのですけれども、1級になることもあるという例が解るのであれば示していただきたい。それと今回のこの条例を提出するにあたって、民間でも勿論再雇用という形で定年後の人を雇っている例がたくさんあります。この辺の民間の実態というのはリサーチされたのかどうか。それと近隣の町村、例えば厚岸、釧路町、色々ございますが近隣町村の給与水準が解るのであれば示

していただきたいと思えます。以上、ここまでお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 1点目の再任用、いわゆる2級を使った場合の年間の給与総額ということでございますけれども、21ページに再任用職員の給料表が載っております。2級は25万7,600円となっておりますけれども、雇用形態が4分の3でございますので、これの4分の3を掛けますと月額19万3,200円になります。手当の関係含めまして約270万円程度というふうに理解をしております。273万円くらいだと記憶しております。

それと給料表の関係については、これは国家公務員に準じて採用してございます。国家公務員については、1級から8級までございますけれども、町村は6級制でございますので1級から6級までという表示をさせていただいております。あくまでも原則2級ということでございまして、例えば1年更新されたから2級に昇格することではございませんので、あくまでも再雇用するその職種、仕事や責任の度合いなど、そういうところを加味して2級よりもということであれば3級も有り得るということではございまして、必ずしも3級に行くんだとか、あるいは3級を採用するんですとかということではございません、例えば国は、課長、係長職で退職前の職制で等級を定めています。町村は、そういうことではなくて、基本的に希望された職員については、2級が妥当という判断でこの2級を使うということに、今回規則で定めさせてもらったところであります。

民間の関係でございますけれども、たまたま浜中漁協さんと農協さんの方にも確認をさせていただきましたけれども、浜中漁協さんについては現在定年が62歳まで引き上げられております。その後、希望すれば臨時職員として月額1万円で雇用しているというお話でございました。浜中農協さんに確認をさせてもらったところ短時間雇用、いわゆる4分の3で雇用されている職員については、19万何がしということで細かい数字はお聞きできませんけれども大体、本庁と同じかと理解をしております。

また管内町村においては、厚岸町さんと弟子屈町さんが既に再任用条例可決をされております。細かい雇用条件は、それぞれの町村によって違いはあるかと思えますけれども、給料表については皆同じ給与表を使っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今整理をしておりますけれども、まず厚岸町と弟子屈町は既に条例が可決していると。それで先程聞いた別表は両町とも同じものを使っていると。そ

れで細かいことはまだ分からないと、厚岸町は例えば3級をベースに考えているのか、1級をベースに考えているのかとか、弟子屈はどうなのかというところまでは把握されていないとおっしゃいましたか、解っているのであれば、その辺は示していただきたいと思います。

それと僕が聞いたのは、原則2級でと考えていると。それで職務の責任性だとか困難性から考えて3級にもなり得るというふうに、この規則では読み取れるのですがけれども、先程の答弁で1級もあり得るとおっしゃいましたが、今年初めて再任用するのですが、それが1級に格付になるというのは例えば、どういうことなのかということでお尋ねします。その答弁もありませんので。

それと民間の企業をリサーチされましたかということで、漁協さんと農協さんに聞いたと。私、茶内の関係がありまして農協さんの方を聞いて参りました。課長おっしゃるとおり農協は60歳で定年をして、それで週30時間の勤務体系で、確かにおっしゃるとおり19万5,000円なんですよ。19万5,000円それで身分は農協の場合は、あくまでも嘱託という扱いになります。臨時嘱託職員という形ですね。この場合これは、それぞれの決め方があるのでしょうかけれども、農協の場合はあくまでも期末手当等はございません。従いまして19万5,000円に手当が上乗せにはなりません。それで考えますと農協さんの場合でいくと、大体220~30万円かというところですよ。それで調べたついでなので解っていることを再度聞きますけれども、農協の場合はといいますか、民間の場合は雇用保険の中から高年齢者雇用継続給付金というものがあつて、その方がいただく月額給料に15%を超えた額が、直接ハローワークの方から支給されます。これは雇用保険に加入している方で、ある程度の条件で満たせば、誰でも支給されると考えておりますけれども、公務員の場合もこれは適用になるのか。それもお聞きいたします。

これは2回目ですので出来るだけたくさん聞きたいと思いますので、先ほど言いました別表が、国家公務員のを参考にして示したとございましたね。先ほどおっしゃいました国家公務員の場合は10級まであるんですよ。この表を見ますと1級が18万5,800円から10級52万9,500円まであります。今回示されたこの別表は、これの2級から7級のものを抜粋して当町は6級までの等級でありますから、1級から6級と位置づけられておりますけれども、この2級から7級を1級から6級にした経緯、私考えるのは1級から国家公務員に準ずるのであれば、1級は1級、1級から6級まで

の表を載せていただく方が解りやすいかと思うのですけれども、その辺の理由があるのであれば示していただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初に既に条例が可決されています弟子屈町と厚岸町さんの基本は2級となっております。1級の関係でございますけれども、実は国家公務員は再任用されても前任の職で給与が定められております。本町の場合は2級を基本とするということで、1級もあり得るといいましたのは、国家公務員の場合は役職なしでの定年退職者、役職がありそれぞれ細かく分かれていまして、ここで示しておりますのは、浜中としてはいわゆる2級を基準とするということでございますけれども、非役付けの方が再任用を希望された場合、またその職種によりますけれども、そういうのを勘案して、ややもすれば1級もあり得るのかということでございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、3級の格付けもあり得るということですが、出来るということであって必ずしも、1年あるいは2年になったから3級に上がるということではございませんので、その辺はそれぞれ再任用された、そしてまた与えられた職種、職場、勤務成績等々で勘案されるものと理解をしているところであります。農協さんの例が先ほど出されておりましたけれども、公務員には雇用保険がございませんので、先程15%くらいであるというお話をしていましたけれども、公務員は適用無いです。それと国家公務員は10級でございますけれども、この給与を定めるにあたって、基本はやはり一般の給料表と同様に公務員の給料表を採用させていただいている訳ですが、色んな雇用形態の中で1級から10級までの10級制から浜中として妥当なところといたしますか、そういった形で国家公務員の2級から7級までを採用させていただいて、浜中では6級までということにさせていただきます。これは臨時職員の給与関係、嘱託職員の給与関係等々を考慮し、また定年退職された方を国家公務員並みに高級で使うのかという声もあろうかと思っておりますけれども、そういった声も多少配慮させていただいて妥当なところ、また管内、道内の状況も調査をさせていただいて、現在12月議会で道内の条例化してないところ殆どの町村が再任用条例を提案しております。そういったところの情報を得ながら、釧路管内の総務協議会でも検討させていただいて、この浜中でいう2級が妥当ではないかという協議会との意見もございましたので、浜中としては、この2級を使う基準とするということで、規則で定めさせていただいたところでありますので、ご理解をいただき

たいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今の表に関して単純に考えるのであれば、1級から6級をそのまま採用して、この規則で定めるところを3級に格付けするとなれば金額一緒ということになりますよね。それが何故ひとつを省いて2級からになったのかということをお尋ねしたと、大体のことは今答弁で解りましたけれども、再度その辺、確認させていただきます。

この条例を策定するにあたりましてインターネットで調べた中で、総務副大臣からの要請文といいますか目にされていると思います。これを参照しながら、作られたのかという気がしていますけれども、ご覧になっていませんか。一部読ませていただきます。これは総務副大臣の方から原則都道府県知事、あと政令指定都市に配布されているものでありまして、地方公務員の雇用と年金の継続についてというものがあります。

国家公務員の雇用と年金の接続について、平成25年3月26日別紙のとおり閣議決定が行われました。この閣議決定は平成25年以降公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう国家公務員の雇用と年金の接続を図ると共に、人事の新陳代謝を図り、そして活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していく為、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用をするものとするという内容です。地方公務員の雇用と年金を確実に接続する為に、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、能力実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請しますという文章です。

この下に8項目くらい留意点があるのですけれども、まずこれを読まれ、こういう文書は一切届いてないということなのか。届いていないのであれば届いていないで結構です。これを見ますと先ず人事の新陳代謝を図りという、云々の下りがございました。これは先程10番議員がいったまさにその新規採用の部分も含めての内容かというふうにとれます。これは適当かどうか解りませんが、こういう趣旨で再任用といいますか、民間でいくと再雇用ですよね。再雇用制度を進めてくださいというふうに捉えたとして、民間の立場でこれを実践するというのは、かなり無理難題というふうに考えるのですよ。

例えば、民間の中小企業がこの先定年者が年々出てくると、今のうちに来年3人くらい若い人を入れておいて仕事を覚えてもらうかと考えていたとしますか、でもこの再任用希望者が、例えば年金がないのもう1年使ってもらえないかという…

○議長（波岡玄智君） ただいま総務省云々という文言は、先ほど提案理由の説明の中で町長説明をしております。それから今民間との云々という比較の比較論で議論を進めるようですけども、提案されているのはそういうことではなくて、今公務員にかかわっての問題としての提案ですから、その辺きちんと加味しながら分別しながら議論を進めてください。

○1番（田甫哲朗君） 加味すべき内容として要は、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよという要請がございます。その地方の実情というものを考えた時に、私は国家公務員に全て準ずるのではなく、その地方独自に、要するに給与体系も定められるというふうに理解しますが、そうではないでしょうか。それと先程答弁は出来ないということだったので、この制度そのものは年金を維持する為の穴埋めとして出来た制度と理解して必要な制度だとは思っております。

しかし、他方若者の雇用の場を狭めてしまうという側面も忘れてはならないものだと思います。その意味から言って今回のこの条例、給与規定等を考えますと、出来る限り町民の理解をいただくためには、その地域の実情をリサーチして、出来る限り均衡を図るべきではないかという立場で質問させていただいております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 再任用にかかわります給与の関係で、規則の2級を選定した理由でございますけれども、先ほど来から答弁させていただいておりますとおり、定年退職される職員にも色んな状態といいますか、課長で辞める方もおりますし係長もおりますし、また非役付の方もおります。そういったことを勘案しながら、先程申し上げましたが、道内の動向、管内の動向を踏まえて2級が妥当でないかという判断をしたものであります。

また、人事の刷新ということが言われておりましたけれども、先ほど来も申し上げているように、いわゆるフルタイムで再任用すれば職員定数にカウントされます。また、当然、給与等々も相当高くなることから色んな状況を考慮して、4分の3の短時間雇用と決めさせていただいたところであります。

また、そのことによって新採用の数が減らされるとか、あるいは臨時職員が極端に減

らされるとかそういうことにはならないよう、当然配慮をしていくということで申し上げますのでご理解をいただきたいと思います。

また、民間との比較等々でございましたけれども、確かに浜中漁協さんと農協さんの状況しか情報を得て居りませんが、基本的に地方公務員の勤務状態、あるいは給与体系というのは国家公務員に準じて、またそれぞれ毎年改正されます労働条件の改善、給与の改善については人事院勧告に基づいてなされているものであります。本町においても、人勧尊重の立場でこの勤務条件、あるいは職員の給与体系を定めて参りました。

今回においても、総務省から色々な通達が出されておりますけれども、そういったものを勘案して、また先ほど来申し上げますとおり、臨時職員や嘱託職員、2団体でございましたけれども他の団体の職員の動向を調査させていただいて、今回このような形での条例提案とさせていただいたところでありますので、何分のご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 今1番議員と私、同じような考え方を持っているのですけれども、国家公務員の給与に準ずるといふようなことで2級というものが出てきております。国家公務員ネットで調べましたら、国家公務員の一般行政の場合ですけれども、行政職の主任級2級で31万3,400円、これが2級ですね。それで先ほどいっていますように、行政職の1表の1級は18万5,800円、2級が21万3,400円、それで国公で使っているのは21万3,400円2級の職ですよ。

ですから多分私が思うのには、規則の方で2級というのは、ここを準拠として根拠として2級という形で定めたのかと思っておりますのですけれども、国が1級から10級まである。それで何故その1級を飛ばして2級を国公の2級をうちの1級にしているか、ということがどうも不可解で理解できないのですよ。

ですから、21ページの条例の再任用職員の21万3,400円が1級だというのがどうも理解できない、これが国公でいう2級ですから。ですから、それで計算していきますと、先程課長からの答弁でいきますと手当を入れて273万円くらい。これ1級で計算しますと225万円くらいですよ。50万円くらいの差が出るのですね。

それで民間ベースでいきますと、先ほど1番議員も出ましたけれども、農協でいくと220万円くらいですよ。私は漁協の方を調べてみました。課長答弁されたように漁

協の場合は、58歳で基本給が凍結して60歳で基本給の3割カットをされていると。それで62歳が定年だという事で、この場合の定年した場合に役職なしでパート扱いだという事であります。それで賃金については、1時間当たり大体1,000円くらいで働いてもらって月17万円くらいかと。手当も無くていきますから、大体年間で210万円くらいだと聞いております。

ですから、農協と漁協は大体同じくらいの水準かと見ておりますが、今回の再任用の条例で計算しますと、1級で計算しても手当を入れて225万円同じくらいの水準だということで、この辺が妥当じゃないかと私は思うのですよ。それでこの条例の表をこのまま運用するとして規則の方の2級格付を1級にするというふうに、規則の内容を変えるということができないかどうか。あるいは逆に、この条例の表を国公のいうように1級から10級の内の6級をそのまま使うということが考えられないか。その辺を確認したいと思います。私、思うのには今現に居る役場の定数外職員、この方々は勤務時間がありますけれども、一週間5日働いて200万円ちょっとですよ。それで今回は再任用職員については、週4日働いて手当も今の定数外職員では1.2カ月しか出ないのが今回は2.1カ月再任用職員に出るとこういった部分もあるわけです。

ですから一旦定年された職員、定年ではちゃんと退職金もらう訳です。その間繋ぎとして空白期間があるからこれを繋ぐと、先ほど13年に制定されたのも解ります。理解しましたけれども、そういうこともあるのですけれども、妥当な金額水準というのはやっぱり町民に説明した段階で理解される額が妥当だというふうに私は思うのですよ。そんなことで、先ほどの質問に対してお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。国に準じてということで、先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、これは川村議員もよく御存じだとは思いますが、私達の地方公務員の勤務実態、給与関係、先ほどと重複しますが国家公務員に準じて、その詳細については、人事院勧告に基づくという形で全国の自治体がこれを採用し詳細については、各自治体多少違いがあるのでしょうけれども、毎年人事院勧告に基づいて、それで必要な改正をされてきたというのが実態であります。今回1級から10級の1番議員さんも言われておりましたが、1級からであれば理解できるというお話でございました。先ほど申し上げたように、国家公務員は再任用する段階で前職の給与が勘案されています。そのまま準じるとかなりの高額になる職

員も出てきます。そういったこともございまして、また臨時職員や嘱託職員との兼ね合いも加味して、またこれは北海道の道内の情勢あるいは釧路管内の情勢を踏まえて2級が妥当というふうに判断をしておりますので、その辺については、ご理解をいただきたいと思えます。

また、規則の改正をしたらどうだという質問だと思いますけども、大変失礼な申し上げになりますけれども、規則はあくまでも町長の裁量権でございまして、議会で規則の変更等々については馴染まないものというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 後段の部分ですけれども、当然そのとおりです。規則については議会の議決を必要としないと言うことがありますから、敢えて聞いているのです。

ですから、民間の実態と比較して妥当な賃金水準にすべきじゃないかということが根底にあるんですよ。ですから条例は、このままで良いと思うのですけれども、もし弄らないとすれば、規則を町長の考えで今の2級格付を1級格付にするという確約をもらえれば、私はこのまま通しても良いのですけれども、その辺の考え方です。

確かに国に準じて、地方公務員は行うことになっているのです。それで準じて行うとすれば国で定めた1級から10級の給与表の中で、何で1級から載せないのですか条例の方に。それでそこで2級というのだったら、今のいう21万3,400円がこの条例の中の2級に相当する訳ですから、それであれば先ほど計算したように、年間225万円くらいになると。それで今度3級が先ほど言った提案されたように272万円くらいになるこういうことで、たかが50万円というかも知れないですけども、今の定数外職員、臨時職員との均衡なんかもきちんと図るべきだと、そういう趣旨からいって私、規則を町長の権限で改正すれば、その部分だけ直せば大事な条例ですから、承認したいと思っておりますけれども、町長その辺の考え方はどうでしょうか。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今議論をされておりますけれども、この制度自体はあくまでも、もう一回戻りますけれども、年金絡みの出せないという部分で補てんしていくというシステムです。確かに今言われているのは臨時職員だとか、そことの比較をされておりますけれども、そこは今年金を補てんするというので、国も国家公務員もやられると、そしたら地方公務員もしっかり決めなさいと。そして今、浜中で決めようとしているのは

管内的にも、ある程度統一されたものであります。そんな意味では、この給料表も多分、この給料は同じ管内町村で統一されて、この2級の部分が設定されていると思っております。統一されております。そして、国はフルタイムにしていますけれども、そうじゃなくて4分の3の方式をとってもらって、そして定数からも外れてくるという事で、決して凄く高いとは思ってはいませんが、あくまでも年金の補てんということで、この制度が出されていますので、あまりそこについては考えておりません。

そして先ほど議員の方から、規則の方で町長の判断でとありましたけれども、今の段階では管内で統一されておりますし、その方向で決めさせていただきたいと思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今、年金の補てんということが最大限言われました。私もその趣旨についてはもう賛同しているんです。こうあるべきだと、この条例自体については認めたいと思っているんですよ。

そこで確認ですけれども、管内同じ給料表といいましたけれども、本当に同じ額ですか。2級の額というのは同じ額ですか。25万7,600円という額が2級の額で管内統一されていますか。それだけ確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 給料表について額は同じであります。ただ、他の町村もフルタイムではなくて浜中と同じく4分の3で雇用したいとっておりますから、結果としては19万3,200円。今情報として入っておりますのは、釧路町は4級まで設けています。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

ただいま討論の申し出がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私は先ほど来の質疑を聞いた中で、どうしても1点やっぱり納得できないのが、あくまでも国家公務員に倣わなければならないのだというふうにとれました。ただ先ほど来、私が読みました総務省の中では、あくまでも地方の実情に応じた、要するに条例を制定してくださいと私は読み取っております。尚かつ民間と比較するのはどうかという話がありましたけれども、先ほど言った臨時職員の方のことも考えまして、町民の納得できる内容でなければ、やっぱりおかしいと思うのですよ。

あくまでも一時退職をなさって、そしてあらたですよというのが民間の発想ですよ。これが国家公務員の基準を盾にとって、あくまでもそれで行かなければいけないという方向に、どうしても納得できませんので、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ただ今、動議の声が10番加藤議員からありました。ただいまの動議に対する発言がありましたけれども、この本動議に対する賛成者はおりますか。

一時中止します。

(中止 午後12時00分)

(再開 午後12時00分)

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

それでは加藤議員、動議の内容について発言をいただきたいと思います。

○10番（加藤弘二君） 議事進行についてです。それは議長がただいま第56号の議案についての討論を行いますと言いました。それは良かったんです。私1番議員が討論に立った中身を感じたのは、議案第59号に対する反対の討論だと思ひまして、それについては、私は反対討論をやったから賛成討論をやる訳にはいかないので、それを確認してください。以上。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

(中止 午後12時 1分)

(再開 午後12時 2分)

○議長（波岡玄智君） 一部不手際がございました。再度申し上げます。

これから、議案第56号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第57号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案58号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第59号の討論を行います。

再度、1番田甫議員。

○1番(田甫哲朗君) 大変不慣れなもので不手際がございますことを、まずお詫びいたします。先程申し上げましたとおり、私は59号の給与条例に関しては、反対の立場で討論させていただきます。地方公務員であるが故に、国家公務員に準じなければならないという人事院の勧告があるから、そうしなければならないという答弁が最終答弁だったと記憶しております。

ただ、私も7番議員も聞きましたけれども、給与表の設定国家公務員の1級から6級までである中の1級を省いて、2級から7級の給与表を本条例の1級から6級とされた点、それとそれが故にそれも規則で原則2級に格付けという規則があります。

それらを勘案しまして、先ほど申しました年額270万円程度の金額になるかと思えます。これを民間と比べて良いかどうかという話になれば、それはまた別問題です。あくまで私は、その内容が町民に理解が得られるか得られないかという立場で考えました時に、これはやはり私どう考えても町民に対して説明が出来ないという思いがございます。その意味で、本条例に反対の立場で討論させていただきます。

○議長(波岡玄智君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 私は議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

私がこの条例に賛成する第一の理由は、先ほど町長が答弁されたように、あらかじめ予定されていた年金が途中で変わって減らされて、延ばされて大変大きな被害を受けているのが、今問題になっている地方公務員であります。それに代わる補てんとして、再

任用制度で何とかできる限りのことをしてあげたいという、そういう条例の提案であります。

そして先ほどから質疑で民間のことが持ち出されまして、民間より高いので町民に対する説明はどうなんだという質疑が交わされていましたが、それは民間に合わせて下げろという中身だと思います。私はこの間、ずっと自分も公務員でしかたら、民間と地方公務員を比較し合って互いに伸びれば競争し合って賃金を伸ばす、下げれば下げた方に見合ってどんどん下げていく。今回は民間が低いので公務員は合わせろと、それで合わせるとまた今度下げていくという景気が悪いものですから。そういうことではなくて私は現状で今の地方公務員のレベルの中で賃金を出していくべきだと思います。そういう面では町が提案したこの金額は妥当な金額だと思います。公務員には退職金が出るじゃないかと言いますが、この退職金も自分たちが38年なり41年積み上げてきたお金でありまして、そのことを云々するものはないかとそんなふうに思ったりします。

私は、浜中町は釧路管内の中でも非常に良い場所ではありますけれども、釧路に行っ色々用足しをしなければならないことや、札幌に出かけなければならないことなど、特別お金が掛かる部分がある訳です。そういう点で他の町村と比較も良いでしょうけれども、先程、町長が答弁した原点で考えた結果、こういう結果が出たということで良いと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に原案に反対者の発言を許します。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 私は原案に反対する立場で討論に参加させていただきたいと思えます。私は国家公務員に準ずるというのは十分承知でありますし、今10番議員から話があったことについても同意を得るものでありますけれども、先程来、申し上げておりますように、給与表については、国が定めた給与表に準ずるということであれば、なぜその表を1級から6級まで使わないのかと、それで規則の方でもし、その21万3,000円何がしというのが妥当であれば、規則の方で2級格付けではなくて3級格付けこういうふうにするべきものであったのではないかと、この部分がどうも管内同じ金額で統一されたと言いながらも、明快に私の中では整理出来ておりませんので、出来ることであれば、その表を差し替えをいただきたいという立場であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第60号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第56号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第57号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号の原案のとおり可決されました。
これから、議案第58号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第59号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。
したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。
これから議案第60号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時13分)

(再開 午後 1時00分)

◎日程第8 議案第61号浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第61号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第61号浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成26年3月31日をもって閉校する姉別南小中学校について条例規定の整理を行うものであります。姉別南小中学校につきましては、昭和24年の開校以来、今日まで64年の歴史を刻んでまいりましたが、近年の少子化の流れの中で、子どもの教育環境を第一に考えた保護者、地域の方々のご英断により平成26年3月31日をもって学校の歴史を閉じることになりました。

このことから、浜中町立学校設置条例別表第1より浜中町立姉別南小学校の項を、また、別表第2より浜中町立姉別南中学校の項を削ろうとするものであります。

なお、附則で平成26年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号浜中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定
について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第62号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第62号浜中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、条例別表の廃棄物処理手数料の一部を改正するもので、町が収集し、運搬、処分する一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を排出する際に使用する収入証紙付きごみ指定袋に新たに10リットル入りの袋を新設するものと、排出者が自ら運搬し、町が処分する廃棄物の処理手数料を改正するものと、併せて一部文言の整理をするものでございます。

まず、町が収集、運搬、処分する燃えるごみ及び燃えないごみについては、20リットル入りと40リットル入りの収入証紙付きごみ袋により収集しておりますが、単身者世帯等少人数の家庭から小さい袋による収集の希望もあり、管内他市町村においても10リットル入り前後の小さい袋を取入れているところが多いことから、当町においても燃えるごみに限って新たに10リットルの袋を新設し、手数料を30円とするものでございます。

次に、排出者が自ら運搬し、町が処分する一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料については、管内他市町村と比較して極端に安価な料金設定になっている

ため、この度改正をするもので、一般廃棄物にあつては、現行の100キログラムまで100円、100キログラムを超えるものは20キログラムにつき20円としているものを10キログラムにつき50円とし、事業系一般廃棄物にあつては、現行の100キログラムまで150円、100キログラムを超えるものは20キログラムにつき30円としているものを10キログラムにつき80円とし、産業廃棄物にあつては、現行の100キログラムにつき200円としているものを、10キログラムにつき100円としております。併せて一部文言の整理をさせて戴いております。

なお、本条例は、平成26年4月1日から施行するとしておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 29ページの別表で質問したいと思います。新たに10リットル容器のものについては30円、これは先ほどの理由で新設ということと理解をいたします。

次の排出者が自ら運搬し町が処分する時というのが、現在100キログラムまで100円と理解しておりますが、これを10キログラムまで50円と、それで10キロ増すごとに50円ずつ行きますと100キログラムで500円になりますよね。現在の現行よりも5倍の値段になります。

それから、事業系一般廃棄物で排出者が自ら運搬し町が処分するというのが、これも今まで現行は100キログラムまで150円であったものが、今度10キロ80円で、100キログラムで800円になるんですね。5倍以上になるんです。これは一般町民が廃棄物として事業用であったり、それから自ら運んで行くものですがけれども、この上がり方が5倍になるというのは、何で一気に入んなふうになったのかと。元々決めたときの数字がこれであつて、元々が駄目だったんだと言うものなのか。そうしたら元々この値段で、100キログラムまで100円と決めた時の理由はどうであったのか。それから事業系の一般廃棄物が今度は10キロ80円で、これも100キロ800円というふうになると、これも5倍近くなるんですね。これもそのように上がるのかということで、それについても、その理由を先程の質問と同じような形で理解するように説明願います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） ただいまのご質問にお答え致します。現在、現行料金より100キログラムで照らし合わせるならば、一般廃棄物で現行100キログラム100円だったのが500円、それから事業系で150円だったのが800円ということで、それぞれ5倍、5.3倍の金額になる訳でございますけれども、まず基の金額を設定した理由ですけれども、私も調べてみたのですけれども、この辺の理由が定かには出来ませんでした。

ただ、平成18年度にゴミの有料化しておりますけれども、それまで無料だったものを新たに有料化にするに当たって、多分その当時の管内の状況も照らし合わせて設定したんだろうとは思いますが、その辺の詳しい事情まで調べきれておりませんでしたので、そのことにつきましては申し訳ありませんけれども、回答出来ません。上がり方が大きい訳でございますけれども、先ほど町長の提案理由の中でもお話ししたけれども、管内の他市町村と比較して極端に安価な設定であるということで、管内的に見ますと、釧路市・釧路町ここは家庭系も事業系も10キロまで80円という設定です。

それから標茶町は家庭系、事業系ともに10キロにつき140円、それから弟子屈町は家庭系、事業系ともに10キロまで96円と白糠町は家庭系の規定がありませんので、事業系が1キロで15.75円という極端に低い水準になっております。鶴居村は家庭系で10キロ80円、事業系で10キロ50円、厚岸町はゴミの収集手数料の徴収方法が特殊な感じで設定しておりますので、比べることが出来ませんので省略させていただきますけれども、概ね家庭系も事業系も10キロ当たり80円で設定しているということでございました。

それで本町も、この80円にならってこの度、上げさせていただきたいということでございますが、家庭系については今まで100円だったのが、10キロ80円にしますと800円になってしまうということで8倍になってしまうことから、事業系が大体今までの150円が800円になって5.3倍という事ですので、家庭系については5倍の100キロ当たり500円になるように、10キロ当たり50円で設定させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 他町村と比較して10キログラム80円に倣わせたというのですけれども、その説明では納得できないのですよ。こういう説明していただければ納得できるかと思うのですが、それは一般廃棄物でやってくる方が、ひと月でも良いです

が、年間何人おられて一人当たり何キログラムずつ一般で持ってくるのか。それで100キロも積んでくる人が居なくて、大体20キロといたらかなり重いですからね。平均して50キログラムだとかそういう計算をした上で、100キロ持ってくる人は実は居ないんだと、50キログラムで言えば250円なので、そういう意味で80円に上げたとかいってくれば、少し気が楽になるので数字を示しながら、説明してほしいと思います。

私個人で言えば、100キロ100円以下とても助かりました。理由は冬になったら火曜日に収集日、週1回ですよね。私忙しいものですから、カレンダーにゴミの日と書いてあっても忘れるんですよ。だから結構運んで行きます。片道10キロメートル以上あると思うので往復20キロ、往復300円運搬賃ですよ。300円に100円だから400円かかるのかと。だからゴミが安いというそういう理解ですよ。私はそのまま続けていてもらいたいと思うのですが、その辺、答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 平成24年度の実績で拾ってみた結果でございますけれども、年間例えば家庭系一般廃棄物でございますと3,320件、1人当たりの重量は出しておりませんでしたので、ここではちょっとお答え出来ませんが、この中で運んでくる量が一番多い層が10キロで行けば117件ですけれども、20キロから80キロまでが大体200人から280人ぐらいと、この層が一番多い人数層になっております。それで90キロから140キロでいきますと、大体100人から160人ぐらい。それ以上になりますと、二桁96人となって、段々一桁になっていく訳でございますけれども、その一番多い層だけで考えさせていただきますと、例えば20キロであれば現行100キロ100円が20キロで100円になるということです。

それから、30キロであれば現行100円が150円、40キロであれば100円が200円になるということで、この辺りの平均の伸び率は大体3倍くらいになるかと思えます。先程申し上げましたように、1人当たりの平均というのは出しておりませんが、その総体での手数料の改定率と申しますか、それで照らし合わせますと、総体でいきますと大体3.8倍くらいになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今課長が数字を述べられましたけれども、私が質問したことに対して合理的に、これだからこうしたんだという答えにはなっていないと思います。

それで、観点を改めて聞きたいと思います。今まで一般廃棄物で持参して、100円ずつあるいは200キロ、300キロになった場合に総額で収入は幾らになりましたか。それと今回改定した額でいきますと、どのくらいの額になりますか。それと改定した時に、それぞれ持って行く人は考えますね色々。その結果、この分野で増えるのか、減るのか、変わらないのか。その辺の判断示してください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 24年度の実績で照らし合わせますと、現行の手数料で46万7,800円、これがそのまま新料金に当てはめると、今後180万5,850円、差は133万8,050円となっております。

この改定することによって、ゴミの量が増えるかどうかということでございますけれども、一時的に来年4月からの施行ということで考えておりますので、2月・3月には一時的に増えるだろうと思っておりますが、この事によって町民の方々がごみを更にきちんと分別して運んできてくださることによって、資源物は無料で引き取りますので料金もその分下がるわけですし、そういう期待も込めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今課長が説明された事情は解りました。それで、やっぱり値上げする時の理由というか、それもきちんと町民に解り易く添付していただきたいと思ひますし、特に今課長が言われた更に分別すると更に安くなりますという、このくらいの値段でやっても家庭からの持ち出しが少なくなるだろうというところを強調して、改定のお知らせをしていただきたいという要望をして終わります。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） そういう意味で、私ども周知徹底を図る中で今言われたように更に大抵の方が色んなゴミを混ざった状態で運んで来ているのが、多数見られますので、その辺をきちんと分別してくれるような周知の仕方をさせていただきたいと思ひますのでよろしく願ひします。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第63号浜中町分担金の徴収に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第63を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第63号浜中町分担金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、本年度の税制改正のうち延滞金について、その割合が引き下げとなり、浜中町税条例の関連規定を改正したことから、これに準じ延滞金の取扱いを定めている浜中町分担金の徴収に関する条例、浜中町税外収入徴収条例、浜中町介護保険条例、浜中町後期高齢者医療に関する条例、浜中町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例、浜中町営住宅管理条例、浜中町特定公共賃貸住宅管理条例、浜中町公共下水道事業等受益者分担金条例、計8条例について、一部改正をしようとするものであります。

改正の内容ですが、浜中町税条例に準じ、各条例本則で延滞金についての新規制定や改正及び、附則に延滞金の割合の特例を新規制定や一部改正をし、各条例を整理しようとするものであります。

また、各年の特例基準割合の適用を日本銀行法から租税特別措置法に、また、加算する割合を年4パーセントから年1パーセントに改正するものです。

なお、施行期日は、附則第1条で平成26年1月1日とし、経過措置は、附則第2条

で施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 解らないのですけれども、年14.6%だとか、年7.3%だとかありますけれども、これはどういうところから出て来ている数字ですか。お答え願います。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） それではお答えいたします。この14.6%につきましては、地方税法において納期の1ヵ月を過ぎたものについては14.6%、1ヵ月未満につきましては7.3%ということで取り扱っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 良く解らないのですが、何処から来た数字でしょうかということ。それとその数字が今回の改正によって軽減されるんだと説明の中で聞いたのですが、これは今までずっと14.6%というのは決まっていたのですか。何処で決まるのですかをお聞きしたい。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。延滞金につきましては、昭和38年度から、年14.6%ということで地方税法に決まっております。減額される部分につきましては、延滞金の特例基準割合の部分でございます。今その7.3%ということで納期後ひと月前につきましては7.3%、それを現在特例で4%プラス、公定歩合0.3の4.3%現在やっております。これを来年の1月1日から財務大臣が告示する率に1%を加えて、その加算する率が引き下げられたと申すことでございます。

今まで7.3%という本則がありました。現在、特例基準割合は4.3%で今は進んでおります。それが来年の1月1日から特例基準割合を財務大臣が告示した割合に1%を加算し、それにプラス1%ということで、今の段階では約3%になろうかと思っております。ですから引き下げられたということになります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長、もう少し今までの経過も含めてこういう訳で、この

数字が出てきたんだと、もう少し噛み砕いて経過も含めてもう一回お願いします。

○税務課長（佐藤佳信君） 今の7.3%に特定していいましたけれども、本則14.6%の部分も特例基準割合が適用されて、それが9.3%に引き下げられます。

また、先ほど申しております7.3%、それが今現在特例基準で4.3%になってございますが、これが今見込みでは3%になるのではないかということでの率でございます。引き下げられるということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 特例でこういうふうに下げられるというのは、何処にも出て来ていないような感じがするのですが、要するに地方税法が変わったという事で、これが今まであったものが特例で14.6%が9.3%になると。そしてもう1つは、1ヵ月未満のやつについては、7.3%あったものが特例で4.3%、これを3%になる言うことなんです。こういう数字というのは、ここからあまり見れないのですよね。これを見ても。一体これはなんだろうという疑問がわいて検討するといっても、よく解らないものですから聞いたのです。そういうことで解釈して宜しいのですか。今までの状況ではこの延滞金が特例であったものが更に変わって低くなるという事で、解釈してよろしいのかどうか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） 引き下げについては議員のおっしゃるとおりでございます。提案理由の中でも触れていますけれども、今回の率の改定につきましては、3月の平成25年度税制改正において引き下げられてございます。これにつきましては、6月議会でだと思っておりますが、専決処分の報告に報告させていただきまして、資料の中でもこの附則の改正ということで提示してございます。それに準じて、今回こういう形で提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） この議案について延滞金14.6%、あるいは7.3%とあるのですけれども、決算委員会などにおいて、このような分担金の金額に延滞金がついて、そして文章になったものを私、気が付かなかったのか見てなかったのか解りませんが、実際に分担金未納者に対して、延滞金が加算されて現在も請求されているのかどうか。請求されていた現行のものは何%で請求されていて、これが改正になったら

何%になるんだというようなことを、具体例を挙げながら説明していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） 今、税外金のお話をされましたけれども、税外金の延滞金については、徴収してございません。

また、この延滞金につきましては、税の方で実績として滞納整理機構の方に引き継いだ分に掛かっての収納については、延滞金を徴しているものがあります。実績として、税外金についての延滞金はございません。税につきましては、平成24年度6万4,674円の決算となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） それで該当する分担金は、例えば25年度は何件延滞金が付いた例があるのか言ってもらいたいのと、それと延滞金を加算することで徴収にそのまま何か負担が掛かるのかと思ったりもして、私は延滞金を付けることによって、きちんと払ってもらえるのか、その効果はどうかとか、何故そういう延滞金を付けて集めようとしているのか。その辺が町の態度として解りません。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） 税外金の延滞金につきましては、延滞金は取るといいますか頂くといいですか、そういう方向にはなってございません。

ただ、延滞金を取るができるということで税の条例の中で、延滞金等々の表示がありますので、そうするとこの延滞金はいくらになるんだと、率はいくらになるんだということでの、今回整理をさせていただきました。25年度の延滞金の件数等という話ですけれども、残念ながら件数までは承知してございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 解らないということですがけれども、解らなくても良いのかと思ったりしているのですけれども、これは条例として作ったという事で、そして該当は余程でない限りないというような話なのか、それにしても14.6%や7.3%という%は、今のサラ金より凄いよ。

だから、そういうものでいざ発効になると、これは議会で決めたんだということにもなるし、そんなことで、これは条例に挙げなければならないものなのかどうか。挙げていない町村もあるのかなのか。その辺、説明してもらいたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただいまの質問にお答えいたしますが、国税徴収法あるいは地方税法の絡みで、町においても税条例には法律に謳っているから、条例にも再度謳うべきだということになっておりますので、さらに税条例にならっております税外金につきましても、同じ構えで規定をしております。

ただし、本町の場合は、税外金あるいは税も含めまして、過去に本体といいますか本来の税、本来の税外金についての確保を優先しまして本来的に、とらないという方法も町民の財産ですから本当から行けば全部取るよということになるかと思えますけど、まず延滞金を置いて、ある滞納額について確保をしたいということで、今まで進んでおりますし、今後も続くと思っています。

ただ、構えとしては、あらゆる条例に延滞金という原則を書いておりますので、その例が国の例に従いまして、特例基準割合が下がったことによりまして、公定歩合が今度は総務大臣が告示した額に変わりまして下がるのだらうと思っています。このことにつきましては、それぞれの条例規定の中に盛り込むものですが、運用としましては、本当の税のみ例えば1年経っても2年経っても、これは言いづらいのですが、そちらをしっかりとすることを優先で行っていますから、規定としては全ての条例に、その部分が規定しておりますので、それが督促状あるいは催告、それから強制徴収できるものはできる、あるいは権利放棄ですとか裁判処理ということですが、本町の方については、あるものそのものについての確保を最優先でいっております。そんなことでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

率が高いとおっしゃりましたけれど督促状の裏に書いていますよね。税の納税通知書に書いていますね。今の14.6%と7.3%、それは書いています。そんなことで税は税法に準じまして取扱いを行っておりますけれども、税外金につきましては、延滞金という面では同率を適応させておりますけれども、現状では基の方を優先でということで、今徴収作業を進めているところでありますので、延滞金がどうしても14.6%や、7.3%は、説明しきれないですが、いずれ国の方の法律からならって、そういう規定を、そして同じ数値を採用しているということをご理解いただいて答弁終わります。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案どおりのとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号浜中町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の
制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第64号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第64号浜中町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、経済再生を進めながら、財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び、国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ、平成24年8月10日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、消費税法の一部を改正する等の法律が公布され、消費税率が改正されることに伴い、関係する条例をそれぞれ改正しようとするものであります。

改正の内容については、消費税率が現行の5%から8%に変更となることに伴い、浜中町立学校施設使用条例、浜中町総合文化センター設置条例、浜中町地域文化館設置条例、浜中町社会体育施設設置条例、公の集会施設の設置及び管理に関する条例、浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例、浜中町老人福祉センター設置条例、浜中町立診療所条例、浜中町勤労青少年ホーム設置条例、浜中町バンガロー等使用条例、霧多布湿

原センター設置条例、浜中町中山間活性化施設設置条例、浜中町道路占用料徴収条例、浜中町普通河川管理条例、浜中町水道事業給水条例、浜中町農業用水道給水条例の計16条例に関わる使用料金等について改正するものであります。

なお、施行期日については平成26年4月1日からとなっております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 5%から8%に消費税が上がるということでの改定だと思いますが、町に戸籍謄本だとか抄本だとか、そういうものをもらったりする時に、お金を払ったりしますよね。色々その町に支払いというものがあると思うのですが、今回は建物の使用料ということで、5%から8%に変えたという中身で提案されているのですが、この4月1日から消費税が5%から8%に上がるという予定の中で、浜中町として、これにどういう基準で上乗せすることにしたのか。その辺を明らかにして欲しいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけれども、この度、消費税率が来年の4月1日から5%から8%に改定されるということで、本町の所要の施設の使用料について、前回平成9年に消費税率の改定をしたと同様に、今回国の消費税率が変わった事による改定でありますので、そういうことをご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今回は施設の使用料、それに限ってこういう改定の提案がなされているのですけれども、例えば、公営住宅の住宅料については、5%を現在上乗せされているのか。それも8%になった時には上乗せされるのか、そんなことを私質問したんです。これらは、こういう施設の利用料については8%にするけれども、あと税制改正によって上げようと予定しているものがあれば、それは言ってもらいたいということの質問でした。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけど、今住宅料の関係を例

に出されましたけれども、例えば、戸籍の住民手数料ですとか、印鑑手数料、もともと非課税のものについては、当然、消費税はいただいておりませんから、今回の消費税の改定からは除外されます。

今回、この施設の使用料につきましては、単純に消費税率の改定に係る分のみの改定であります。使用料そのものについては値上げする等々の考えはございません。

なお、漁港、港湾の関係については明年3月に改正される予定であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 消費税が5%から8%になると、そうしますと地方消費税これも上がることとなります。収入として入ってくると思いますが、この場合それぞれ、どのぐらいの収入増になったのか。

それから、地方消費税が交付されると、その分は普通交付税に影響が出てくるのではないかと思いますけれども、そういう心配はないのでしょうか、ということについてお答えをもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 消費税の改定に伴う、地方消費税の関係でございますけれども、現行1.0%が3%増えることによって、明年4月からは1.7%ということで予定しております。交付税については、若干増える見込みだと言うことでございますけれども、今現在、率がどのくらいになるかというのは、まだ確定していないというふうに記憶しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 1%から1.7%くらい増えるだろうということですが、これは金額にしたら浜中町はどのくらいになりますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 0.7%でございますので、現在、当初予算で6,290万円、これの0.7%ですので400万円程度になろうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 消費税アップによる一律の改正ということでもありますけれども、一カ所だけ文化センター大ホールの使用料で、結婚等祝賀会に使用する場合の使用料6万4,800円、6万3,000円からですから3%アップになっていますけれども、

やはりどうですかね、どこもそうでしょうけれども、やはり少子化というのが一番問題でありますよ。少子化のために学校が閉校する、閉校した校舎は中の扱いで困る、霧多布高等学校も定員割れするということで、やっぱり原点は少子化ですよ。そうしますと、決算特別委員会でも花嫁対策の議論があったみたいであります、これから結婚祝賀会は地元ですということは、地元の残られる方が結婚されるわけでありますから、これはこの際、この条例改正に伴って結婚祝賀会においては、特例で免除するというくらいの勢いが欲しいと思うのですがいかがでしょう。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 今回の改正につきましては、先ほど総務課長から申し上げたとおり、平成9年の時に消費税5%を付加した当時の状況に基づきまして、大ホール6万3,000円から6万4,800円、小ホールについては2万6,250円から2万7,000円と改正したものでございます。そういうことになると、政策的な点も出てくるかなと思うのですが、本町の方としては、ある条例、別表に基づいて比率を改正したという次第でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それは了解でございますので、一律上がっております。計算上は。政策と今おっしゃいましたけれども、やはり花嫁対策という事を申し上げていますので、これは今ここでどうのこうのとは申し上げませんが、何処かでテーブルを上げて、この点も考えていただければ、よりその全体を浜中町の課題克服の為になるのではないかと思います、その点はどうぞ。

○議長（波岡玄智君） これは町長判断が必要だと思しますので、町長。

○町長（松本博君） この消費税率5%から8%の話から花嫁までいきまして、この文化センターの使用料までいきましたけれども、この後継者対策に関して言えば、本当に多くの課題を持っていると思います。そのひとつの方法としてということになるとすれば祝金もあるでしょうし、今の文化センターの結婚式での使い方含めて、もう一回大きなところで消費税ではないところで、しっかり検討していきたいと思っております。

その後継者ということで、今年間で20組くらいの婚姻届浜中町で出るみたいなんです。ですから、その時に町内で結婚式をしているかといったら、そんなに結婚式がないんですね。では町外でやっているかといったら、町外もそれほどない。意外とやられていないというのもあるのですが、文化センターでたまにやる結婚式に参加すると嬉し

くなるような気もするんです。自分の親戚でなくても、だからそういう意味からすると、そんなことを進められるようなことも含めて、今後、検討、協議していきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 全員協議会の時に説明でも若干触れたのですけれども、勤労青少年ホームの関係であります。これにつきましては、過去にも予算審議の中でも伺っておりますけれども、今回の条例改正については、法令に基づくものですので、このままで良いと思いますが、実態としては児童クラブや高齢者事業の事務所になっているということで、この機能は果たされておられません。

ですから、この際、本会議で申し上げておきたいのですけれども、早急にこの条例の見直しを図っていただきたいという事で、質問をいたしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、昨年度からそういう話が出ております。再度協議していきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 協議するという事は大事な事なので、実際、利用者協議会というものもあるはずですね。形骸化されているという部分も聞いていましたけれども、もし居るとすれば、そういう方々ともきっちり連絡をとって、後々これを仮に廃止ということになれば、やっぱり残すべきだったとか、あるいはあの建物施設が補助金入っていますから補助金の関係でどうなのかと。その辺も十分検討して対応していただきたいと。答弁はよろしいです。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第65号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第65号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、本年度の税制改正のうち延滞金について、浜中町税条例の関連規定を改正したことから、これに準じ定めている延滞金の取り扱い、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、消費税法の一部を改正する等の法律が施行され消費税率が改正されることにより、一部改正しようとするものであります。

改正の内容であります。浜中町税条例のうち延滞金の改正に準じ、第36条第2項の改正、それに伴い、新たに第3項として年当たりの割合を規定し、現行第3項を第4項に、第4項を第5項にそれぞれ繰り下げ、附則に第2項として延滞金の割合の特例を追加規定するものであります。

また、別表2中、使用料の改正につきましては、消費税率が現行の5%から8%に変更となることに伴うものであります。

なお、施行期日は、附則第1項で平成26年1月1日とする。

ただし、別表2の改正規定及び経過措置は平成26年4月1日からとし、経過措置は、附則第2項で、施行日前から継続して使用している下水道で、施行日から平成26年4月30日までの料金は、なお従前の例によるとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第65号を採決します。
諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号平成25年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第66号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（波岡玄智君） 議案第66号平成25年度浜中町一般会計補正予算第6号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、公営住宅新築工事や、北海道後期高齢者医療広域連合負担金のほか、心身障害者福祉に要する経費や小学校管理運営に要する経費など、今後必要とされる経費と、事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出、1款議会費では、議会だより発行に要する経費で、議会だよりの印刷製本費13万4,000円を追加、2款総務費では、ふれあい交流・保養センター運営に要する経費で、ゆうゆの電気料不足見込み分として光熱水費131万8,000円、地方バス路線に要する経費で地方バス路線維持対策補助340万1,000円を追加するなど、総務費全体で566万円を追加、3款民生費では、心身障害者福祉に要する経費で、障害福祉サービス費831万6,000円を追加する

ほか、介護保険特別会計の補正による介護保険特別会計繰出金792万7,000円と北海道後期高齢者医療広域連合負担金1,797万円の追加など、全体で3,649万9,000円を追加、4款、衛生費では、かんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費で、新浄水場の電気料不足見込み分として光熱水費270万円を追加するほか、し尿処理に要する経費で、合併処理浄化槽設置事業補助90万円を追加するなど全体で363万5,000円を追加、5款、農林水産業費では、新規就農者育成対策に要する経費で青年就農給付金事業補助300万円を減額するなど、全体で285万4,000円を減額、6款、商工費では霧多布湿原センター管理運営に要する経費で、修繕料68万7,000円を追加、7款、土木費では公営住宅建替に要する経費で公営住宅新築工事1億1,025万8,000円を増額するほか、町営住宅維持管理に要する経費で公営住宅の修繕料238万4,000円、下水道事業特別会計の補正による下水道事業特別会計繰出金118万9,000円を追加するなど、土木費全体で1億1,394万3,000円を追加、なお、公営住宅新築工事については、年度内に事業の完了が見込めないことから、3月定例会において繰越明許費の設定をお願いする予定であります。

8款、消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、消防救急デジタル無線整備事業の事業費確定等により浜中消防署負担金1,697万4,000円を、災害対策に要する経費で事業費確定により防災コンテナ用備品購入217万1,000円を減額するなど、全体で1,991万3,000円を減額、9款、教育費では、小学校管理運営に要する経費及び教材等購入に要する経費で、平成26年度茶内小学校に特別支援学級が付設される見込みであることから、その経費として工事請負費577万5,000円、備品購入費49万6,000円と88万2,000円を追加するなど、教育費全体で766万4,000円を追加。以上により、今回の補正額は、1億4,545万5,000円となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金や地方交付税、町債などを財源として充てております。また、当初予算で財政調整基金2億6,000万円を取り崩す予算編成としておりましたが、普通交付税が予算を大きく上回る交付額となったこと、更には今後の予算状況を鑑み、財源が確保される見通しとなったことから、財政調整基金繰入金を全額減額補正しております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は65億8,705万4,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第66号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 今の補足説明を受けました中で、もう一度確認したい点がございましたので、教えていただければと思います。歳入63ページ、地域の元気臨時交付金これにつきまして、24年度の経済対策というのですか、茶内色々なところのお金ということですが、もう少しこの中身を詳しく教えてください。

それから、歳出の69ページ職員研修に要する経費、これが指導能力研修等の経費かと思うのですが、歳入にもこの関係、道費か何かで入ってきていますけれども、この辺がどういう研修で、いつ頃どういうふうに行われるのか、これの中身を教えてくださいたいと思います。

次に、同じ69ページの地方バス路線に要する経費、地方バス路線維持対策補助として、バス会社に対して171万円と浜中線の35万1,000円ですか、それから134万円ということです。340万1,000円の追加補助を出されるようですが、当初予算として25年度は1,940万5,000円を組まれておりました。前年は当初が1,730万4,000円で210万円の追加、23年は1,379万9,000円に対して350万円、ということは2年前に比べますと、2年前1,729万9,000円が2,280万6,000円に膨れてきていると、これは今後も膨れてくる可能性があるのかどうか。

それと榊町線につきましては、日曜日も運休にもなってきていますし、お金だけはどんどん出ていくような形に、今後もならざるを得ないのか。それともう1件、Kバス会社におきましては、10数年前から労働組合と馴れ合いのもとに不明のお金が使われているという事で、今般、刑事事件にも発生しました。その辺のことで、釧路市も含めて2億数千万円、その会社に補助金がいっているようでございますけれども、浜中としましても、これだけの補助金を出していますが、このバス会社からその件につきまして、何かの説明があったのか。そしてその為には減額されることがあったのか。その辺のこ

との説明もお願いしたいと思います。

次に、衛生費 75 ページ合併浄化槽設置事業補助に関しまして、23 年にはそれぞれ当初予算がありました。24 年も当初予算 550 万円の予算組んでいましたが、結果的に誰も使われることなく全額残ったために、25 年度につきましては、補正で 1 件も組まれることがありませんでしたが、今回 90 万円が出たということは、どこかでこの申請があったものかと思いますが、この合併浄化槽の事業補助につきましては、町としても大変苦勞されていることじゃないかと思いますが、まだまだ町内には、この合併浄化槽の必要な地域がたくさんあるかと思いますが、以前にも聞いたかと思いますが、現在、合併浄化槽の必要な浜中までもう下水がいったわけですけれども、現在浜中の中で合併浄化槽の必要な戸数は何戸で、そのうち何戸が設置済みになったのか。そして、今回の一戸というのは、もし差し支えなければ、どの地域のものであったか教えていただければと思います。

次に、教育費 81 ページ、教職員関連団体に要する経費 31 万円に関しましてですが、先ほどの説明を受けますと、浜中中学校で道徳教育推進事業の指定を受けたとすることで、その行事といいますか、何かが行われるので経費につきましては、31 万円全額の補助のもとに行事が行われるようでございますけれども、この中身につきまして、詳しく教えていただければと思います、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 歳入 63 ページの、地域の元気臨時交付金の関係でございます。これにつきましては国の 24 年度の経済対策として、1兆 44 億円の補正がございました。この中で本町としては、先ほど一部触れましたが、茶内地区の農道整備、それと増林事業、琵琶瀬漁協の整備事業費 2,692 万 9,000 円を補正予算として組んだところでございます。国の経済対策としては、この 2,692 万 9,000 円を分を地方単独で事業を実施しなさいと、あるいは地方単独事業に充当してもいいよというようなことで補正を組んだところでございます。これがつい先日交付額が決定しまして、今回 2,423 万 6,000 円が交付されることになりました。この 2,423 万 6,000 円を町としては浜中地区の教員住宅の水洗化、それと浜中駅の観光案内所の水洗化等に充当したものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 職員研修に要する経費の旅費の関係について、お答えをさ

せていただきたいと思います。

この度の補正につきましては、市町村職員研修センターが実施する色んな研修がございます。初任者研修から税務職の研修から色々な研修がありますが、その中で特に新しく係長になられた職員並びに、管理職となられた職員に対するいわゆる昇任にかかる管理者としての指導能力研修というプログラムがございます。これも年5回か6回ほど開催されているわけですが、それに本町から新しく係長になられた方、あるいは管理職になられた方に研修をさせたいということで申し込みをするわけですが、中には先に申込で満杯で希望する研修に入れない場合があります。今回、そういったことで多数応募者があったみたいで、たまたま今回回数は忘れましたけれども、後半に行われる研修会に本町の職員5人分が、研修生として受けられることになった分の旅費であります。

中身としては、当然それぞれ係長と管理職、若干研修の中身は違いますが、中間管理職としての指導あるいは住民対応、苦情対応あるいは今流行でありますけれども、パワハラですとか、セクハラの対応ですとか、そういったそれぞれの研修の内容は若干異なりますけれども、大きくはそのような内容での研修が開催をされる予定で、今回まだ行っていない係長、管理職の方5名分を追加させていただくものであります。

また、歳入の方で、いわゆるこの道市町村職員研修センターからの研修助成金とありますが、これはこういった研修に参加した時の町の経費、大きくは旅費に対して3分の1の助成がされるということで、今回3分の1の分として36万7,000円ですか、その支払い通知が来たことによる計上であります。

地方バス路線に要する経費の関係でございますけれども、議員おっしゃっていたように毎年のように補助金が上がっている状況であります。今年でございますけれども、Kバス会社さんの方から、いくら経営努力しても年々乗客が減少し、また今年に限れば特に燃料の高騰で、また応分の補助をお願いしなければならないという状況下において、再三協議にお見えになっております。今回地方の足を守るという事から、説明を受けましてご要望に答えて補助をすることと致しましたけれども、その改善策として、これ以上、乗客は増えるという見込みには立てないというKバス会社さんの判断であります。さすれば経費を節減するためには申し訳ないが、減便をさせていただくしかないというようなことから、現在、浜中線、日曜日については運休をせざるを得ないという判断に至っております。このことから来年については、実際のところはまだ解りませんが、おそら

く一定程度燃料が落ち着く部分と、あるいは減便による経費の減で補助金については下がるものと判断しております。

また、Kバス会社さんとの労働組合との関係については、一部新聞等々でも報道がされております。この件につきましては、これは昨年ですがKバス会社さんの方から事情説明にお見えになっております。結果として、会社側が労働組合の委員長に色々地方路線バスの獲得といたしますか、補助事業の継続要請に道運輸局の方に一緒に出向くことがあるそうです。その際の組合の委員長さんのいわゆる組合から出ている旅費、たまたまKバス会社さんの委員長に対して、一緒に行った分の旅費等々を支出していたと。そのようなことから、その分は経費にはならないという事で、一部会計検査員に訂正といたしますか、修正をされております。実際に、これにかかる町の補助金に対する影響額はどのようなかと思いましたが、1年間会計年度でいうと21年度だったと思えますけれども、その分で補助金の経費等々を出すのに計算をし直したところ、いわゆる浜中町から1万6,000円程を多く出していたということでの、昨年の中で相殺がされております。そのようなことで労働組合さんと新聞沙汰になった経緯については説明を受けております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 75ページの合併処理浄化槽にかかわるご質問にお答えいたします。

まず25年度につきましては、当初予算で4戸分予算計上しておりました。それがこの度5件目の申請がございまして、今年度計5戸の設置ということになっております。地域別に見ますと、湯沸、羨古丹地区が1戸ずつ、あと農村方面で西円、茶内の福島の辺り、それと姉別、この3地区で計5戸が今の所、合併処理浄化槽を設置するというところで申請が上がっております。それでこの度、一戸分お願いしたわけでございますけれども、浄化槽が必要な地域につきましては、海岸で湯沸地区、それから散布の方で渡散布、それから藻散布の一部、それから奔幌戸、貫人、恵茶人、そして茶内市街と浜中市街を除く農村方面、これが下水道の供用区域から外れておりますので、合併処理浄化槽が必要な地域となっております。その戸数でございますが、25年の3月31日現在でございますが、537件対象戸数ございまして、そのうちの3月31日現在では216戸が合併処理浄化槽を設置しているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 81ページの補正予算の質問に対してお答えいたします。

補正予算の内容につきましては、企画財政課長の方から説明があったと思いますけれども、この事業につきましては、道の委託事業でありまして、道からの委託金31万円で、町の予算の31万円、同額の予算計上をしております。目的につきましては、学習指導要領の趣旨並びに児童、生徒、学校、家庭及び地域の実態を踏まえ、創意工夫を活かした道徳教育の実践研究を行うことを目的に、この事業を道から委託を受けております。学校としましては、先生方の道徳教育の資質向上ということで、全道の道徳研究会の職員の派遣などを目的に、この事業を組んでおりますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） まず地方バス路線の件ですが、乗る方が段々少なくなって経費節減がということですが、これもやはり我々も年を取ってくると、いつお世話にならなければならなくなるのかと思うのですが、バスは無くする訳にはいかない、かと言って致し方ない部分がある、きっとこれは町長も頭の痛い問題ではないのかという気はしますけれども、前の長谷川町長時代には、どんなことがあっても、このバス路線は無くしないということを言われたように私は記憶しておりますけれども、松本町長もそういう気持ちなのかどうか。その辺のことを確認させていただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたバス会社が色々と、そういう問題を起こしたということが、やはり社会問題になっていったということで、この会社に対する信用度もかなり薄れてきているのかと。しかも新聞を見ましたら10数年来、その組合との慣れ合いが続いてきているというようなことも書いてあったように記憶しているのですが、年間270万円でしたか、町が追加補助を出す金額そのままそっちに持って行かれているのかと思うと、何か情けなくなるような気が致しますけれども、その辺のことも、今後もし折衝する機会があれば厳しく追及をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺も如何かと思えます。

それから、合併浄化槽の件ですけれども、私勘違いしておりましたが、そうすると、既に今537戸の合併浄化槽の必要のうち、半分弱の216件が合併浄化槽を使用していると理解してよろしいですね。毎年町民課で色々と説明で苦勞されていると思いますが、お金のかかることではありますけれども反応ですか、その辺につきましては、どういうふうを受け止めているか。お金がないけれども我慢してやるよ、是非やりたい、や

ったらやっぱり良かったとか、その辺の声を聞かせていただきたいと思います。

それから、教育委員会の方の先ほどの道德教育の件ですが、これもう少し詳しく、いつ頃、どのくらいの人数を、どこから集めて、浜中中学校だけでやるのか。もう少し具体的に中身を、そして講師を呼ぶとか謝礼とかありますよね。どういう方を呼んで、どういう形でどのくらいの時間を掛けて、その時の集めるのは先生だけなのか、生徒もどうするのか具体的に分かっていたら教えてください。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけども、Kバスの関係につきまして、年々乗客が減ってその結果、経費がかさみ年々補助金が上がってくる状況、これを何とかしなければならないということで、先程申し上げたように、バス会社さんの苦肉の策として、浜中線については日曜日の便を減便させていただいたと。この協議の際にも前町長も間違いなく言っていたと思いますし、現町長もできるだけ足を確保したいと、これは補助金の額がどこまで許すかということにも、最終的になるのでしょうか、いずれは大きな判断をしなければならない時が来るかも分かりませんが、現状としては、出来るだけ補助してでも路線を確保したいというお話をさせていただきました。

また、労働組合との関係でございますけども、相当早くから確執があったみたいでございませう。この件についても、再三、補助を拠出している関係町村として決してこのような新聞沙汰になるようなことは、好ましくないことであると。浜中のバスを利用する方が、その関係で減ったとは言い切れませんけれども、何れにしても、公共の交通機関として、こういう形で運行されている以上、そういった面にも十分配慮して今後、労働組合とも対応されたいということでの申し入れは、町長の方からしております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 75ページの合併処理浄化槽にかかわるご質問でございますが、反応ということでのご質問で大変申し訳ないのですけれども、設置された方々に対してのアンケートというのは実施しておりませんでしたので、その設置した方々の反応は解りませんが、前にもお答えしたかと思っておりますけれども、アンケートを調査した段階での、どうしても今設置をしない理由というのは、高齢者世帯であるからとか、家が古く数年後には家を新築するのでそれまでは考えられないとか、そういうような

方々の理由は、設置費が高いからというのも勿論あるのですけれども、それ以上に、今言ったような理由から中々設置していただけないような状況になっているかと思えます。

ただ、設置された方の反応を先ほど言いましたように調査しておりませんが、私自身も過去にそういう合併浄化槽を、家を建てる前に付けた経験がございますけれども、確かに衛生的で素晴らしい生活環境になったという感想を抱いた経験がございますので、それらを更にPRしながら、粘り強く設置に向けてお願いして歩きたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 事業の内容について詳しく答弁を申し上げます。基本的には、この事業につきましては、先生方の資質を向上するという事業でありまして、先生方の研修でありますことをご理解願います。研究大会これにつきましては、3学期に予定しております。日にちについては未確定でありますけれども、町内の先生方に呼びかけをしまして、道徳教育の資質の向上のための研究会を3学期に行う予定となっております。

また町内の道徳教育の調査ということでの点でも、浜中中学校で道徳の調査をする消耗品の予算もついておりますので、これらを含めての道の委託事業ということでご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先程のバスの町長の意向はということで、大半は総務課長が答えてしまったようなもので、あまり言うことはないのですけれども、やはり基本的に町民の足を守っていくという立場は前町長と変わっていません。

ただ、本当に何処の時点までという、頑張ってみたいとは思いますが、今は現行のままで行きたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 教育委員会の教育委員関連団体に要する経費として、町の教育費の中に予算計上されている確かに、教職員団体がやる行事でしょうけれども、この辺のことが何か他人事のように私には聞こえてしょうがないのですが、これが浜中町で行われるということですので、この辺のことを教育長の思いで話していただきませんか。お願いします。

先ほどの課長の答弁の中では、教職員関係団体の行うことだということで、具体的に中身が教えていただけなかったのですが、道からの予算が来るとは言いながら、浜中町で行われる行事ですので、まだ日程も何も決まってないということですが、もう12月、今年度に行われるのでしょうか、どういうテーマでどういうふうに行われるのか。教育長の知っている範囲内で結構ですので、もっと具体的に教えていただきたいということを申し上げたのです。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） この事業に関しましては、先ほど管理課長からお話されたように、道の方から委託されている事業でありまして、今、浜中中学校では4月からこれに向けて取り組んでおりますが、特に浜中中学校では道徳教育の要であります道徳の授業を生徒の心に響くということで取り組んでいただいております。

実際には具体的な事業の内容を話しますと、心に響く教材の開発ということで、地域郷土愛にかかわっている浜中町で活躍されている方を招いて、道徳の授業とする教材を開発したり、あるいは北方領土に関する件、それとアイヌに関する件について色々と教材を開発しながら、子供達の心に響くような授業をとということで、今取り組んでいる最中でありまして。

そして、3学期にはその成果を色々な形で発信するというので特に、先ほど管理課長が話されましたように、子供たちがこの1年間を心に響く授業を通して、どのように変容したかということで、ヒューマンテストというようなアンケートを用いまして、4月から2月に掛けて、どのように変容したかということ、実際に数字で数値的に表すというような先進的な取り組みをされております。

また、文部科学省から出ております心のノートの活用、それと北海道の道徳教材で、自主開発しておりますハートフル1・2の活用も同時に行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時11分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第66号の質疑を続けます。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） それでは歳出について、3点ほど質問させていただきます。

69ページの、ふれあい交流保養センター運営に要する経費の光熱水費であります。説明でいきますと電気料不足見込み分ということでありました。それで24年度の決算については、803万211円という決算数値が出ておまして、当初予算797万3,000円で、今回131万8,000円を追加して、929万1,000円という予算になろうかと思えます。

それで当初、ソーラーで年間30万円見込めるという話もありまして、今年はいくらか減るのかと思っていましたが、この追加というのは、風車が止まったことが原因なのか、その辺を確認したいと思えます。

それと77ページの、公営住宅新築工事にかかわる部分ですけれども、これについては、繰越明許費を設定するということでもあります。それで補助事業も補助率も5%通常よりアップされるということで、誠にいい時期に予算計上されたと思っておりますが、実際、その工事発注時期ですね。いつ工事を発注して、いつまでの工期なのか、これを教えていただきたいと思えます。

それで、今年度中にいくらかでも工事に着手するのかどうか。その辺も含めてお聞かせをいただきたいと思えます。併せて移転補償費7万円ですけれども、これは現在住んでいる住宅の引越し分で、費用なのかどうかも教えてください。

それから79ページ、災害対策に要する経費の修繕料、霧多布山の避難道路の照明と補修ですけれども、これについては上皇寺のところから上がって行く、ゆうゆまでの間の照明灯かと思っているのですが、LEDで多分やっているはずですね階段部分。LEDの場合は、本当に長期に長く持つということだったのですけれども、何かの原因で切れたのか、何灯なのか。その辺をお聞かせください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですけれども、ソーラーの方での収入が4月から11月まで算出して7,736キロワットで約10万円ですね。10万円の収入といいますか、ゆうゆで使っている分でございます。それで実際には7ヶ月間で電気料に換算しまして、140万円くらいが電気料で不足したのですけれども、当然その10万円くらいが引かれるということで、今回131万8,000円の補正で間に合うということで算出して、見込みも入れまして、このような金額が出ております。風車が1月から止まっていますけれども、風車が停止したということの原因で、この不足が生

じているということです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 77ページの公住に関してのご質問でございました。議員おっしゃったように、社会資本整備交付金事業の前倒し事業が今年度行われまして、本来町といたしましては、今年設計を終えて来年の発注を予定しておりましたが、その特典として通常45%の補助を50%いただけるということから、何とか設計を間に合わせて年度内に発注をしようという事しております。

今月20日頃に設計が上がりますので、それから工事の工期ですとか、諸々の積算関係に移っていく訳ですけれども、2月の下旬頃発注を予定しております、当然、公住でございますので、工事請負費が5,000万円超えることは確実ですから、議会案件でもありますので、3月の定例議会に間に合うような形で発注業務を推進していきたいと思っております。現時点では、最終工期の日取りはまだ決まっておりません。それと移転補償費の関係は、今回建設にあたって、2棟の現在の公営住宅の解体を予定しております。そこに現在1名の方がまだ入居されておりますので、この方に係る移転補償費があります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 災害対策費に要する経費の需用費の修繕料について説明いたします。言われたとおり平成22年に設置しているものでありまして、照明灯の球はLED球になっております。今回の修理しようとする部分は、ソーラーパネルによって蓄電される蓄電池と太陽電池のコントローラーの部品の、不良分の取替えでございます。個数は2機でございます。ソーラー自体ではなくて、ソーラーパネルで発電された電気の蓄電池と、コントローラーの不良によるものの取替えの修理になります。それで個数は2個でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ふれあい交流保養センターについては、年間で140万円くらい不足するだろうと、それで太陽光の部分で10万円くらいが稼げるので、それで差引きこれだけ補正したと解釈していいんですね。原因はやっぱり風車の故障だということ、今、順調に稼働しているのですか。その辺だけお聞かせください。

それと総務課長が答えられました、公営住宅の関係ですけれども、工期はまだ決まっていないということで、幾らかでも年度内に工事をするというような方向にあるのかど

うか。その辺が漏れていたと思うので、入札だけやって全部繰り越すんだよということでも構わないと思うのですが、年度内で幾らかでも手を掛けるのか、年割り額が出てくると思っていますので、その辺をお聞きします。それから太陽光、霧多布山の照明灯ですけれども、この蓄電池とコントローラーの2機だという話ですが、この耐用年数については、どのくらい持つものですか。それを教えてください。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問にお答えします。風力発電につきましては、11月15日から正常運転に入りました。それで15日間、12月の請求では、余剰電力が6万230キロワット。それで売電金額が139万1,000円くらいの売電金額になります。後は、消費分ということで、ゆーゆー送っている分ですけれども、これで26万9,000円くらいですね。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 公住の関係でございますけれども、2月の末ないしは3月上旬に議会開会前に入札をおえて、繰越明許費の議案提出になろうかと思っておりますけれども、時節柄おそらく現場そのものには着手できないと思っております。いわゆる現場に入る諸準備等々には着手出来るかと思うのですけれども、実際の現場には、おそらく4月に入ってからになろうかと予想しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 修繕料にかかります蓄電池の、どのくらいの耐用年数かといいますけれども、設置当時の使用書によりますと、概ね7年程度となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点質問させていただきます。75ページ、新規就農者育成対策に要する経費の、青年就農給付金関係このことについてですけれども、先ほど補足説明で5件が所得制限にあつて減額になったということで説明ありましたけれども、当初予算の説明では、1,200万円8戸分と言う確か予算計上だったかと思っておりますけれども、この辺5件が対象外となったとすれば、1件150万円ですから計算が合わない感じになりますから、この辺の内訳について説明を願いたいと思っております。

それと24年度の所得が増えたことによって、対象にならなかった新規就農者それぞれ対象でなかった農家の就農からの年数、何年目で所得制限に引っかかって対象になら

なかったということが分かれば教えていただければと思います。

それと、これは町長に質問といいますか、要望ということになりますけれども、近々酪農畜産対策で中央要請に伺うというようなことを伺っておりますから、その際、是非この担い手対策について積極的な要望活動を展開していただきたいと、この様に思います。安倍総理が農業を成長戦略として位置づけで所得倍増計画ですとか、6次産業化の推進により海外輸出、将来的に1兆円を目指すというようなことで、いろいろ農業政策が展開されておまして、この度、日本型直接支払所得保障といったような案も出されました。ですけれども当町我が酪農部門については、非常に恩恵が26年度の概算予算要求を見ましても少ないように思われます。特に日本型直接支払においては、今の段階ですけれども、ヘクタール当たりわずか2,500円程度の直接支払いしかないというような案も出ておりますから、例えばTPPで交渉が妥結して、その影響が受けるようなことになると、大変な本町にとっても打撃が大きいわけですから、その辺も北海道、特にこの道東の現状を訴えていただいて、この地域であったような政策展開していただけるように、要請活動の中で訴えていただきたいと思っておりますけれども、その点の考え方について、あれば伺っておきたいと思っております。以上。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 75ページの、新規就農育成対策に要する経費の青年就農給付金の補助の内訳になりますけれども、当初、8名で1,200万円ということで、今回先ほど説明ありましたように、5名の方が要件によります250万円以上の所得になったという事で、その適用要件から外れたということで、全体の内訳を申し上げますと、平成24年の所得で、その要件に該当しているか、していないかと判断している訳ですけれども、その中でまず3名の方が引き続き所得要件250万円以下ということで、給付対象となりましたので、年間でいきますと150万円ですから、3名の方は1年間通じて150万円ですから450万円。

それから先程申し上げました5名の方が、半年分だけ1人ずつ75万円、その5名の方々は半年分だけが前々年度旧所得というのでしょうか、それで対象になった方ですので半年分だけ支給の対象になっていると、そういう方が5名で全額であれば、それぞれが150万円ですけれども、要件から今年24年度で外れた方々は、それぞれ半年分だけが該当していましたので、75万円の5名分で375万円だけが平成25年度の予算上での支給の形になっております。プラス当初では見込んでおりませんでした、今年

度の新規就農される予定の方、この方につきましては、今後就農するという予定になりますので、その方の半年分、これが増加要因で75万円ということで1名の方ですけれども、これらを総じて全体の年度間の支給給付額が900万円ということになりまして、今回の300万円の減額というような形になっております。

それから、今回の条件から外れた5名の方々についてですが、この方々につきましては、まず就農3年目の方で要件から外れた方が3名、それから4年目の方で1名、それから就農5年目の方で1名という内訳になっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 実は来週17日に酪農畜産政策に関する中央要望が予定されております。管内も基本的には、町村長そして議会議長そしてまたJAの関係者、例年ですと2月に行われた要望活動等が12月に行われるということで、少し早いのでありますけれども、その中でこの畜産政策の価格の関係が主と今回はなると思っておりますので、要望の中身含めてまだ来ておりませんが、今後私自身も、もう少し勉強しなければいけないと思いますけれども、思いについては、本町の生命線でありますから積極的に、その事は管内あげて要望、要請していきたいと思っている決意であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 69ページの水洗化トイレにかかわることですけれども、場所は茶内駅のトイレですが、このことについて地域の方から言われまして茶内の駅のトイレは和式になっているそうです。あそこには今モンキーパンチのブームがありまして、あそこに降りて写真を撮ったり待機する時間もあるので、あそこのトイレが和式になっているのでドアを開けた瞬間、見慣れないトイレがあるのでびっくりしているようですよということで、洋式のトイレにした方がいいんじゃないですかと言われたんですよ。そういう声があるのですけれども、その点はどんな考え予定でおられるか答弁をお願いしたいと思います。

それともう1点は、77ページの公営住宅の件です。私は議会でこのような調子で、これから入札して先程説明があったように、来年度に建設されるのが解るのですけれども、私より凄く情報が早い住民がおりまして、もう杭が建っていたので、何の杭か解りませんが、今年中に建つのかと聞いてくる人もおります。それは今度建とうとしている公住の入居者の候補になっている方だと思うのですよね。

それで、一棟4戸の住宅に優先的に入れる方というのは、その地域に現在住んでいる、そういう方が優先的に希望するかと思うのですが、そういう方がそこに何戸住んでいて、希望すればその方々が入居できる状況にあるのか。5人住んでいるけど4戸しかないとかそういう状況なのか。それから冒頭私が言いましたように、勝手に頭の中では温かい冬を過ごせるものだと思って居る方もいるので、入居対象の方々を集めて説明をするというそういう機会がいつ頃持たれて、どういう段取りで入居するようになるのかという説明もしていただきたいと思うのですが、その点について答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 1点目の茶内駅トイレの改修にかかる件のご質問だったと思いますけれども、駅舎含めてJRの所有物件でありますので、町が改修するというときには中々ならないかと思っております。

ただ、確かに議員おっしゃるとおりでございますので、JR側とは今後、駅舎トイレ含めて改善していただけないかどうか、協議することは可能だと思います。そういうことで、今ルパン三世のパネル等も展示していますし、そんなことで結構お客さんも見えておりますので、その点はJR側の方に要望していきたいと思っております。

また、公住の関係でございますけれども、今回、今年度着工するという部分では、確かに住民説明については、若干不足していたかという気がしております。ただ、建替え入居の関係については、事前に現入居者については十分に説明をさせていただいています。当然、建替えをした場合の入居の希望があるかないかについても、確認をさせていただいて入居希望が当然ありましたから、では計画に沿って建替えをしていこうという運びになっております。全員入れるかのご心配されているかと思うのですが、現在住んでいる方については、今年度着手します一棟4戸、来年27年度予定しています一棟4戸の計8戸で大体納まる見通しであります。それで入居等々の説明会については、まだ計画は立てておりませんでしたけれども、入居について等々ご心配されている住民の方がいらっしゃるとすれば、その時期を見計らって、そういった説明の時期を早めたり、その点は検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは63ページ寄附金の社会福祉寄附金についてでございます。この度、寄附金109万円補正で増になりまして、本年度446万善意のある方

から寄附をいただいて、このような金額になりました。寄附された方に対しては、心から感謝申し上げますけれども、その支出の中で今回の100万円と、釧路市の方から100万円、そして浜中の教育を語る会から10万円ということでございます。

それぞれ基金に積立をしたということでございますけれども、その基金の現在の残高をそれぞれ福祉振興基金積立、また育英事業基金積立で現在どのような残高になっているかお知らせ願います。

また、この基金を利用して、どのようなものを購入したのか。どういうものに充当されているのか。その点をお願いしたいと思います。また、この寄附者に対して感謝状をなり全員にどのような形で感謝の意を表した形を示しているのか。

また、物品などを購入した場合には、このようなものに今回充当にしましたという報告をされているのか。その点、3点程答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 福祉振興基金の積立金の残高について、ご質問にお答えします。残高ですけれども、24年度末で377万2,000円ございまして、25年度になりましてから136万1,000円の寄附がございましたので、合わせまして513万3,000円となっております。この基金の利用についてですけれども、今まで利用につきましては、特養の大規模の改修でありますとか、修繕などの大きな事業、その他に財源を求められないような福祉の事業について使わせていただいております。感謝状につきましてですけれども、総務課さんの方でお渡ししているということでございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 浜中の教育を語る会からの寄附10万円につきましては、育英事業基金の方に積立をする予定であります。9月末の残高でありますけれども、育英事業積立金の残高につきましては3,396万5,000円となっております。

従来、この基金を基に事業等については行っておりませんが、教育委員会としては育英事業の給付について、今年度からこの基金より一部繰入れて、浜中町の奨学資金の該当者の方の予算となって使用しているのが実際であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 寄附金をいただいた方に感謝の気持ちをどう表わしているんだというご質問だと思うのですが、基本的には寄附金を寄せられる方は、まず

総務の方においでになります。そこでその寄附の目的等々を確認させていただいて、社会福祉にですとか、教育資金にですとかという指定された場合については、そのような形で、この様に寄附を受けることにしております。

そして、その結果として、総務の方から町長名で最初には礼状をお送りさせていただいています。中には礼状とかあるいは社会福祉で、とにかく上手に使っていただければ良いからということで、あえて礼状を拒否されたり、使途をされない方も中にはおります。

必ず、私どももいただく際には、同じ福祉でも、どういう目的に使ったらよろしいですかと確認をさせていただいて、出来るだけそれにそのような形で寄附を受けて使用しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、個人の寄附につきましては、現金50万円以上の方については、町の表彰条例に則って改めて表彰することになっておりますので、申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 了解しました。それで福祉振興資金では、現在513万円、育英事業では3,396万5,000円と、育英事業には大変大きな基金が今積立てております。そういう意味で善意ある方が、町に福祉また子供のために寄附されておりますので、福祉施設の修理とか、そういうものも大事かと思っておりますけれども、やはり何か形あるものの購入を、何れは壊れますけれども、例えば社会福祉協議会などでは、ベットなり車イスなり、そういうものの購入に充てるとか、そういう意味で形あるものを、なるべくそういう方向に向けてやっていくのが理想かと思っております。

これは提案でございますけれども、やはり公の集会施設で今現在、バリアフリー化でトイレなどやっていますけれども、葬儀など、また避難する時に足腰の悪い方が避難されたり、そういう方もおりますので、こういう公の集会施設に車イスなどを、この寄附を利用して充当したらどうかと。また、和室用の椅子がないところもあります。浜中の改善センターでは振興会で購入しましたが、そういう希望者もたくさんおります。和室用の座イスを購入したり、そういう形あるものに充当するのも提案としてどうかと思っておりますけれども、その点ご答弁をお願いします。

また、育英事業についても3,396万円あります。今回から奨学の繰入をするということでございますけれども、やはり多額の基金がありますので、今後有効に使えるように、この財源を利用して小学校の本がまだまだ不足しております。こういう本の購入

費に使うとか、そういう形あるものにどうか使っていただきたいと、こういう提案をしますけれども、その点の考えを聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 先ほどの積立金額の訂正を申し上げます。桁を間違えております。申し訳ございません。桁を間違えていたのと、金額も訂正があります。24年度末で3,697万5,000円です。25年の積立てが、今回含めまして135万円で合わせまして3,832万5,000円となります。失礼いたしました。

それで形あるものに残してはどうかというご意見でございますけれども、トイレのバリアフリー化などにつきましては、今までも補助金を使いまして、あちこちのトイレを改修させていただいておりましたけれども、トイレのバリアフリー化合わせまして、車イスなど各施設にどうかという話でありましたので、この福祉振興基金の積立金を使いまして、どのようなことに使えるのか、町民の福祉の向上のために、どのようなものとして残すのが良いのかということで、これから担当協議いたしまして、使い道について検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ご質問にお答えいたします。基金への積立に当たりましては、寄附者のご意思に基づき積立をしておりますけれども、この基金条例につきましては、浜中町の子弟、子供方の高校、大学、専門学校への奨学資金への活用ということでありますので、形あるものへの充当ということには出来ないものと考えております。ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 単純な確認と教えていただきたいこと2点だけお願いします。

まず77ページ、先ほどから挙がっている霧多布の公住ですね。これは図面見ますと鉄筋コンクリートだと。単純に考えて茶内一棟5戸で、これよりずっと低い金額だったのだけれども、4戸でこの金額というのは何かと思ったら図面を見て、それは了解しました。

ただ図面を見ますと、スロープまでついていますよね。玄関ポーチといいますか、それで二階建てだと。入居される方がどういう方なのか解りませんが、高齢の方か、あるいは足が不自由な方だとかが居られた場合に、2階建が適切かどうかと思います。それで敷地の関係なのかどうか解りませんが、これがまず2階建になった理由と、

その辺の心配は無用だというのであれば、そのように答えていただきたいと思います。

それと83ページ、中学校管理運営に要する経費、今回、耐震化設計が終わって多分、どれくらいかかるかという数字は出たのかと思いますので、それが解れば教えていただきたいのと、これに伴った工事は、いつから予定されているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初の公住の関係について、お答えをしたいと思います。議員おっしゃっているように、予定しております公住につきましては、鉄筋コンクリート2階建でございます。2階建にしたら足の不自由な方ですとか、高齢者の方は大丈夫かというご質問かと思いますが、現在、建替える所に入居されている方、まだ若干若い方が多くて、確かに高齢者もいらっしゃるのですけれども、それは高齢者については、1階の方に入居してもらうとかの調整で、当分の間は二階建になっても可能だと判断をいたしまして、2階建を採用しています。

なお、2階建採用の大きな理由は敷地の問題でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 霧多布中学校の工事の減額にかかわることに、お答えをいたします。霧多布中学校の耐震補強工事につきましては、概算で4,000万円ぐらいと。この後、工事のこれからの進捗の関係ですけれども、新年度予算に計上しまして道なり国の内容審査を受けてからの着工になろうかと思っておりますので、まだ明確にはお答えできませんけれども、夏以降という事になろうかと思っております。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お借りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第67号平成25年度浜中町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第67号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第67号平成25年度浜中町介護保険特別会計補正予算第1号について提案理由のご説明を申し上げます。

この度の補正につきましては、当初第5期介護保険計画に基づき3億4,979万4,000円と予算計上をしていた保険給付費が、6,236万7,000円増の4億1,216万1,000円と見込まれることへの対応と、歳入では、当初法定負担割合で計上していた介護保険料の調定額が確定し、給付費の支出見込みに連動する国、道並びに社会保険診療報酬支払基金の支出金・交付金の増額であり、これによる歳入不足の対応として平成24年度剰余金のうち1,292万3,000円で収支の均衡を図り、残る1,575万1,000円を介護保険給付費準備基金へ積み立てしようとするものであります。

補正の内容であります。歳出では、1款総務費で普通旅費及び国保中央会伝送ソフト対応用パソコン備品購入費で16万2,000円の追加、2款、保険給付費では、居宅介護サービス機関に対する介護報酬で2,566万4,000円、居宅介護住宅改修費支給で182万6,000円をそれぞれ追加、地域密着型介護サービス機関に対する介護報酬で1,876万8,000円を減額し、介護保険施設に対する介護報酬で4,527万円、居宅介護サービス計画作成に対する介護報酬では140万8,000円、介護予防サービス計画作成に対する介護報酬では19万3,000円、審査支払手数料で1万9,000円、高額介護サービス費で319万5,000円、特定入所者介護サービス機関に対する介護報酬で356万円をそれぞれ追加。3款、地域支援事業費、2次予防事業費では、介護予防支援委託料23万8,000円を減額し、コピー借上料に同額計上を行い、4款、基金費では、介護保険給付費準備基金積立金で1,575万1,

000円を、5款、諸支出金の国庫負担金補助等返還金で18万1,000円をそれぞれ追加。

一方、歳入では、1款、介護保険料の調定額が確定したため第1号被保険者保険料1,875万6,000円を減額し、2款、国庫支出金、国庫負担金では、給付費に連動した介護給付負担金の法定割合での増額などで、1,188万3,000円、国庫補助金では、当初介護給付費の5%で見込んでいた75歳以上の高齢者比率や低所得者の割合で給付される調整交付金が、給付見込み額の7.6%で概算決定されたことなどにより1,420万1,000円、3款、道支出金では、給付費に連動した介護給付費負担金などで、1,584万3,000円、5款、支払基金交付金においても給付費に連動した介護給付費交付金などで1,869万円、6款、繰入金では、総務費旅費及びパソコン購入代と給付費連動分一般会計繰入金で792万7,000円、7款、繰越金の前年度剰余金で2,867万3,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

この結果、補正後の予算額は歳入歳出それぞれ7,846万1,000円追加し4億4,726万4,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第68号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算
(第2号)

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第68号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第68号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の需用費で16万3,000円を追加、2款、1項、1目医業費の備品購入費で入院ベット一式などの事業費確定で254万6,000円を減額補正するものです。

一方、歳入では1款診療収入、2項外来収入、3目後期高齢者診療報酬収入で外来診療報酬請求の過誤に伴う診療報酬の減収により620万円を減額、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目特定防衛施設周辺整備調整交付金で160万円、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金で8万5,000円を減額、5款、1項、1目繰越金で前年度剰余金の留保分557万9,000円を追加補正するものです。この結果、本会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ230万6,000円を減額し、2億5,613万円にしようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第69号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第16 議案第69号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第69号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、霧多布クリーンセンターの曝気計装装置修繕などの補正をお願いしようとするもので、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理に要する経費では、分担金の納付書印刷にかかる不足分8,000円の補正、2款1項下水道費1目下水道事業費で、漁業集落排水基金積立金では漁業集落排水事業償還基金利子積立金で8,000円の追加、2目処理場管理費、霧多布クリーンセンター管理運営に要する経費では、消耗品2万2,000円は水質の計測器にかかるもの、光熱水費18万円は電気料値上がりによる見込計上、修繕料362万3,000円は曝気計装装置他の修繕で、通常曝気作業を2基で行っており、その内1基の制御装置の故障に伴う修繕料として336万円、及び汚泥界面計器の修繕料26万3,000円の補正。茶内クリーンセンター管理運営に要する経費で光熱水費6万円、散布クリーンセンター管理運営に要する経費で7万5,000円、さらに3目管渠管理費で、特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費で26万5,000円、農業集落排水管渠施設の維持に要する経費で6万5,000円、漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費で13万5,000円についても電気料値上がりによる見込計上であります。

一方、歳入では、5款財産収入、1項財産運用収入、利子及び配当金8,000円の追加。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金118万9,000円の繰り入れ7款1項1目繰越金で前年度剰余金324万4,000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ444万1,000円

を追加し、4億2,311万3,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第7号森林・林業・木材産業施設の積極的な展開に関する意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 発議案第7号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第7号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第8号環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉における
聖域の確保を求める意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第18発議案第8号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(山平歳樹君) (発議案第8号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申しでのとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成25年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 4時31分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員